

高速自動車国道北海道縦貫自動車道
函館名寄線等に関する協定

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第４条中「別紙１－２０３」を「別紙１－２１０」に改める。

第５条中「別紙１－２０３」を「別紙１－２１０」に改める。

第１１条中「令和４２年１月２４日」を「令和４５年１０月６日」に改める。

第１４条中「別紙１－２０３」を「別紙１－２１０」に改める。

別紙１－４、別紙１－９から別紙１－１２、別紙１－１５から別紙１－１７、別紙１－２９から別紙１－３１、別紙１－３４、別紙１－３６、別紙１－３７、別紙１－４２、別紙１－５６から別紙１－５８、別紙１－６１、別紙１－６４、別紙１－６５、別紙１－６９、別紙１－７３、別紙１－７５、別紙１－７６、別紙１－８０、別紙１－８６、別紙１－９０、別紙１－９５、別紙１－９６、別紙１－９９、別紙１－１０４、別紙１－１０７、別紙１－１０８、別紙１－１３０、別紙１－１４９から別紙１－１５２、別紙１－１５４から別紙１－１５７、別紙１－１５９、別紙１－１６１、別紙１－１６２、別紙１－１６４、別紙１－１６５、別紙１－１６７、別紙１－１６９から別紙１－１９１、別紙１－１９３から別紙１－２００、別紙１－２０２、別紙１－２０３を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(北海道余市郡余市町登町から北海道小樽市新光町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道余市郡余市町登町 から
 北海道小樽市新光町 まで

(ロ) 延 長 23.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道余市郡余市町登町 から 北海道小樽市新光町 まで	100	23.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道余市郡余市町登町 から 北海道小樽市新光町 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道5号 道道登余市停車場線	北海道余市郡 余市町登町	平面接続	余市インターチェンジ
道道小樽塩谷インター線	北海道小樽市 塩谷	立体接続	小樽塩谷インターチェンジ

(4) 工事予算

117, 521 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 北海道余市郡余市町登町(STA 853+16.687)から北海道小樽市新光町(STA 45+39.464)まで
平成 18 年 4 月 19 日

小樽ジャンクション小樽方面から余市方面へのランプ

ロ 北海道小樽市新光町(C-STA 1078+99.879)から北海道小樽市新光3丁目(C-STA 1094+31.457)まで
平成 31 年 2 月 7 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 12 月 8 日 (余市IC～小樽JCT 供用開始)
令和 6 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

129, 378 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 128, 885 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(山形県東置賜郡高畠町大字深沼から山形県上山市金瓶まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山形県東置賜郡高畠町大字深沼 から
 山形県上山市金瓶 まで

(ロ) 延 長 24. 4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	から	100	24. 4	
山形県上山市金瓶	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
山形県東置賜郡 高畠町大字深沼 から 山形県上山市金瓶 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道13号 (米沢南陽道路)	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	平面接続	本線
一般国道13号	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	立体接続	南陽高畠インターチェンジ
一般国道13号	山形県上山市藤吾	立体接続	かみのやま温泉インターチェンジ
一般国道13号	山形県上山市金瓶	立体接続	山形上山インターチェンジ

(4) 工事予算

124, 096 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 4 月 13 日 (供用開始)
 令和 元 年 7 月 11 日 (残事業一部完成)
 令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

135, 806 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 135, 806 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県双葉郡富岡町大字上手岡から福島県相馬市栗津まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県双葉郡富岡町大字上手岡 から
 福島県相馬市粟津 まで

(ロ) 延 長 47.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県双葉郡 富岡町大字上手岡	から	100	47.1	
福島県相馬市 粟津	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県双葉郡 富岡町大字上手岡 から 福島県相馬市 粟津 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 小野富岡線	福島県双葉郡 富岡町大字上手岡	立体接続	常磐富岡インターチェンジ
一般国道114号	福島県双葉郡 浪江町大字室原	立体接続	浪江インターチェンジ
県道 原町川俣線	福島県南相馬市 原町区	立体接続	南相馬インターチェンジ
一般国道115号	福島県相馬市 粟津	立体接続	相馬インターチェンジ

(4) 工事予算

115, 199 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 10 年 4 月 17 日	
②工事の完成予定年月日	平成 24 年 4 月 8 日	(南相馬～相馬供用開始)
	平成 26 年 12 月 6 日	(浪江～南相馬供用開始)
	平成 27 年 3 月 1 日	(常磐富岡～浪江供用開始)
	令和 3 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

108, 613 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 108, 613 百万円)(消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県相馬市粟津から福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県相馬市粟津 から
 福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺 まで

(ロ) 延 長 8.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県相馬市 粟津	から	100	8.5	
福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県相馬市 栗津 から 福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道115号	福島県相馬市 粟津	立体接続	相馬インターチェンジ
一般国道113号	福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	立体接続	新地インターチェンジ

(4) 工事予算

17, 386 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成 11 年 1 月 8 日	
②工事の完成年月日	平成 26 年 12 月 6 日	(供用開始)
	平成 31 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

20, 448 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20, 448 百万円) (消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺から宮城県亘理郡山元町大平まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺 から
 宮城県亘理郡山元町大平 まで

(ロ) 延 長 14.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	から	100	14.8	
宮城県亘理郡 山元町大平	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺 から 宮城県亘理郡 山元町大平 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道113号	福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	立体接続	新地インターチェンジ
一般国道6号	宮城県亘理郡 山元町大平	立体接続	山元インターチェンジ

(4) 工事予算

35, 935 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成 18 年 4 月 19 日
②工事の完成年月日	平成 26 年 12 月 6 日 (供用開始)
	平成 28 年 4 月 1 日 (一部供用開始)
	平成 31 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

46,196 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 46,196 百万円) (消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(埼玉県三郷市鷹野三丁目から千葉県松戸市三矢小台二丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県三郷市鷹野三丁目 から
千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで

(ロ) 延 長 5.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県三郷市鷹野三丁目 から 千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで	80	5.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県三郷市鷹野三丁目 から 千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	埼玉県三郷市 鷹野三丁目	立体接続	三郷南インターチェンジ
一般国道298号	千葉県松戸市 三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ

(4) 工事予算

99, 710 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 6 月 2 日 (供用開始)
 令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

89, 833 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 89, 833 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(千葉県松戸市三矢小台二丁目から千葉県市川市高谷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県松戸市三矢小台二丁目 から
 千葉県市川市高谷 まで

(ロ) 延 長 10. 1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県松戸市 三矢小台二丁目	から	80	10. 1	
千葉県市川市高谷	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県松戸市 三矢小台二丁目 から 千葉県市川市高谷 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	千葉県松戸市 三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ
一般国道298号	千葉縣市川市 国分	立体接続	市川北インターチェンジ
一般国道298号	千葉縣市川市 平田	立体接続	市川中央インターチェンジ
一般国道14号 (京葉道路)	千葉縣市川市 稲荷木	立体接続	京葉ジャンクション
一般国道298号	千葉縣市川市 高谷	立体接続	市川南インターチェンジ
県道高速湾岸線	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷ジャンクション
東関東自動車道	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷ジャンクション

(4) 工事予算

813, 105 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 10 月 13 日 (京葉JCT施工に伴う京葉道路切替)

平成 28 年 2 月 25 日 (一部供用開始)

平成 30 年 6 月 2 日 (供用開始)

令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

749, 665 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 749, 665 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(茨城県鉾田市飯名から茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県銚田市飯名 から
茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田 まで

(口) 延 長 8.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種第 2 級(道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県鉾田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田 まで	100	8.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県銚田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル(土工部)
- メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道銚田茨城線	茨城県銚田市 飯名	立体接続	銚田インターチェンジ
県道茨城鹿島線	茨城県東茨城郡 茨城町大字鳥羽田	立体接続	茨城空港北インターチェンジ

(4) 工事予算

26, 271 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 2 月 3 日 (銚田IC～茨城空港北IC 供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31,916 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 31,916 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(剣淵PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道上川郡剣淵町

(3) 工事予算

1, 366 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 761 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 688 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(銭函IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道小樽市星野町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道銭函インター線	北海道小樽市 星野町	立体接続	銭函インターチェンジ

(4) 工事予算

5, 530 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 令和 2 年 2 月 24 日 (供用開始)

令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 260 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 260 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(手稲IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道札幌市手稲区富丘

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道手稲インター線	北海道札幌市 手稲区富丘	立体接続	手稲インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 190 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 令和 元 年 11 月 24 日 (供用開始)

令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 149 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 149 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内北見線(本別JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

(2) 工事の箇所

北海道中川郡本別町勇足

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
北海道横断自動車道 黒松内釧路線	北海道中川郡 本別町勇足	立体接続	本別ジャンクション

(4) 工事予算

1, 409 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 804 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 729 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内北見線(足寄IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

(2) 工事の箇所

北海道足寄郡足寄町郊南

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道242号	北海道足寄郡 足寄町郊南	立体接続	足寄インターチェンジ
北海道横断自動車道 黒松内北見線	北海道足寄郡 足寄町郊南	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

1, 169 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 698 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 634 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線

(東京都練馬区大泉町五丁目から埼玉県川口市赤芝新田まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

東京都練馬区大泉町五丁目	から
埼玉県川口市赤芝新田	まで

(3) 工事予算

12, 785 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6, 384 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6, 097 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(福島JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

福島県福島市笹谷

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北中央自動車道 相馬尾花沢線	福島県福島市笹谷	平面接続	福島ジャンクション

(4) 工事予算

8, 463 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 9 月 11 日 (供用開始)
令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 496 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9, 496 百万円) (消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

日本海沿岸東北自動車道(雄和PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

秋田県秋田市

(3) 工事予算

1, 307 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 30 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 454 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 400 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線(山形PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の箇所

山形県山形市

(3) 工事予算

1, 818 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 4 月 13 日(供用開始)
令和 3 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 367 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 367 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(山形県天童市大字大町から山形県東根市大字羽入まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山形県天童市大字大町 から
 山形県東根市大字羽入 まで

(ロ) 延 長 1.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山形県天童市 大字大町	から	100	1.7	
山形県東根市 大字羽入	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
山形県天童市 大字大町 から 山形県東根市 大字羽入 まで	4 車線	4 車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50	2. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 中央帯の標準幅員

－ メートル

(チ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
国道287号	山形県東根市大字羽入	立体接続	東根インターチェンジ
東北中央自動車道相馬尾花沢線	山形県東根市大字羽入	平面接続	本線 (新直轄)

(4) 工事予算

2, 624 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 6 月 21 日 (外々運用)
 平成 31 年 3 月 23 日 (供用開始)
 令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 005 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 005 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線

(埼玉県深谷市本田から群馬県渋川市八木原まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

Ⅰ	埼玉県深谷市本田	から
	埼玉県深谷市黒田	まで
Ⅱ	埼玉県本庄市児玉町高関	から
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで
Ⅲ	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から
	群馬県渋川市八木原	まで

(ロ) 延 長

Ⅰ	埼玉県深谷市本田	から	2.3	キロメートル
	埼玉県深谷市黒田	まで		
Ⅱ	埼玉県本庄市児玉町高関	から	1.7	キロメートル
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで		
Ⅲ	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から	1.8	キロメートル
	群馬県渋川市八木原	まで		

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間			設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
Ⅰ	埼玉県深谷市本田	から	120	2.3	
	埼玉県深谷市黒田	まで			
Ⅱ	埼玉県本庄市児玉町高関	から	120	1.7	
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで			
Ⅲ	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から	120	1.8	
	群馬県渋川市八木原	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル (ただし、I 埼玉県深谷市本田から埼玉県深谷市畠山までは3.00メートル(登坂車線))

(ホ) 車線数

設 計 区 間			工事施工	用地買収	摘 要
I	埼玉県深谷市本田	から	6	6	付加車線事業
	埼玉県深谷市黒田	まで			
II	埼玉県本庄市児玉町高関	から	6	6	付加車線事業
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで			
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から	4	4	付加車線事業
	群馬県渋川市八木原	まで			

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	I		II		III		摘 要
	左 側	計	左 側	計	左 側	計	
土工(掘割)部分	1.75	1.75	2.50	2.50	2.50	2.50	
トンネル部分	—	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	2.50	2.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.50	1.50	2.50	2.50	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

8, 348 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 16 年 6 月 29 日	
②工事の完成予定年月日	平成 22 年 12 月 17 日	(本庄児玉IC 供用開始)
	平成 23 年 3 月 17 日	(花園IC、渋川伊香保IC 供用開始)
	平成 30 年 8 月 9 日	(花園IC 供用開始)
	令和 3 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 681 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9, 681 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(埼玉県川口市赤芝新田から埼玉県三郷市番匠免二丁目まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県川口市赤芝新田	から
埼玉県三郷市番匠免二丁目	まで

(3) 工事予算

9, 114 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 322 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 225 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

常磐自動車道（八潮PA）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県八潮市

(3) 工事予算

25, 619 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31, 033 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29, 570 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(鳥の海PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

宮城県亶理郡亶理町

(3) 工事予算

1, 079 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 12 月 6 日 (供用開始)

令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 357 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 357 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(埼玉県三郷市番匠免二丁目から埼玉県三郷市鷹野三丁目まで)(二次改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市番匠免二丁目	から
埼玉県三郷市鷹野三丁目	まで

(3) 工事予算

1, 774 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 6 月 2 日 (一部供用開始)
令和 13 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 089 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 013 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（三郷JCT（二次改築））に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

I	埼玉県三郷市天神 埼玉県三郷市上口	から まで
II	埼玉県三郷市番匠免二丁目	

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
常磐自動車道 一般国道298号 県道高速足立三郷線	埼玉県三郷市 番匠免二丁目	立体接続	三郷ジャンクション

(4) 工事予算

19, 761 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	12 年	1 月	12 日	
②工事の完成予定年月日	平成	24 年	9 月	14 日	(BHランプ供用開始)
	平成	25 年	4 月	3 日	(Bランプ供用開始)
	平成	26 年	7 月	30 日	(一部供用開始)
	平成	30 年	4 月	11 日	(Rランプ供用開始)
	令和	3 年	3 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21, 399 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 21, 399 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（三郷中央IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市谷口

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	埼玉県三郷市 谷口	立体接続	三郷中央インターチェンジ

(4) 工事予算

3,133 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 30年 6月 2日 (供用開始)
 令和 3年 3月 30日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,423 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,423 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(大栄JCT)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県成田市吉岡

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

(4) 工事予算

2, 245 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 956 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 853 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(横浜横須賀道路)

(神奈川県横浜市金沢区釜利谷町から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	から
	神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	まで

(ロ) 延	長	8.7 キロメートル
-------	---	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	80	8.7	
から 神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目			
まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	6 車線	6 車線	
から			
神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目			
まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2 (1. 75×2)	5. 00 (3. 50)	—	—	—	
トンネル部分	0. 75×2	1. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道16号(横浜横須賀道路)	神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	立体接続	釜利谷ジャンクション
都市計画道路 上郷公田線	神奈川県横浜市 栄区公田町	立体接続	公田インターチェンジ(仮称)
一般国道468号(横浜湘南道路) 及び都市計画道路 横浜藤沢線	神奈川県横浜市 栄区田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目	立体接続	戸塚インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

370, 175 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA0+00)から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA2+40)まで
平成 13 年 3 月 10 日

ロ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA2+40)から神奈川県横浜市栄区飯島町(STA59+30)まで
平成 13 年 8 月 14 日

ハ 神奈川県横浜市栄区飯島町(STA59+30)から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目(STA87+00)まで
令和 2 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

431, 453 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 414, 338 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	埼玉県桶川市大字川田谷	から
	埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	まで

(ロ) 延 長	10.8 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県桶川市大字川田谷	から	100	10.8	
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県桶川市大字川田谷	から	4 車線	4 車線	
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道17号	埼玉県桶川市大字川田谷	立体接続	桶川北本インターチェンジ
県道川越栗橋線	埼玉県桶川市大字加納	立体接続	桶川加納インターチェンジ
一般国道122号	埼玉県久喜市菖蒲町	立体接続	白岡菖蒲インターチェンジ

(4) 工事予算

63, 562 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日

- イ 埼玉県桶川市大字川田谷(STA133+43)から埼玉県桶川市大字川田谷(STA134+95)まで
平成 27 年 3 月 1 日
- ロ 埼玉県桶川市大字川田谷(STA134+95)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA151+00)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ハ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA151+00)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA152+60)まで
平成 26 年 11 月 1 日
- ニ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA152+60)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA155+20)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- ホ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA155+20)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA156+49)まで
平成 26 年 8 月 20 日
- ヘ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA156+49)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA159+19)まで
平成 26 年 12 月 1 日
- ト 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA159+19)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA161+94)まで
平成 26 年 12 月 20 日

別 紙 1

- チ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA161+94)から埼玉県北本市大字二ツ家(STA164+22)まで
平成 27 年 1 月 1 日
- リ 埼玉県北本市大字二ツ家(STA164+22)から埼玉県北本市大字二ツ家(STA167+37)まで
平成 26 年 12 月 11 日
- 又 埼玉県北本市大字二ツ家(STA167+37)から埼玉県桶川市大字加納(STA167+86)まで
平成 27 年 1 月 1 日
- ル 埼玉県桶川市大字加納(STA167+86)から埼玉県桶川市大字加納(STA168+46)まで
平成 27 年 2 月 16 日
- ヲ 埼玉県桶川市大字加納(STA168+46)から埼玉県桶川市大字加納(STA170+65)まで
平成 27 年 1 月 1 日
- ワ 埼玉県桶川市大字加納(STA170+65)から埼玉県桶川市大字加納(STA179+47)まで
平成 27 年 3 月 1 日
- カ 埼玉県桶川市大字加納(STA179+47)から埼玉県桶川市大字加納(STA180+84)まで
平成 27 年 3 月 1 日
- ヨ 埼玉県桶川市大字加納(STA180+84)から埼玉県桶川市大字加納(STA182+59)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- タ 埼玉県桶川市大字加納(STA182+59)から埼玉県桶川市大字加納(STA183+91)まで
平成 24 年 12 月 21 日

別 紙 1

- レ 埼玉県桶川市大字加納(STA183+91)から埼玉県桶川市大字加納(STA184+44)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- ソ 埼玉県桶川市大字加納(STA184+44)から埼玉県桶川市大字加納(STA187+47)まで
平成 24 年 2 月 1 日
- ツ 埼玉県桶川市大字加納(STA187+47)から埼玉県桶川市大字加納(STA187+88)まで
平成 24 年 10 月 16 日
- ネ 埼玉県桶川市大字加納(STA187+88)から埼玉県桶川市赤堀(STA191+49)まで
平成 23 年 12 月 15 日
- ナ 埼玉県桶川市赤堀(STA191+49)から埼玉県桶川市赤堀(STA192+00)まで
平成 24 年 4 月 1 日
- ラ 埼玉県桶川市赤堀(STA192+00)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA195+00)まで
平成 23 年 12 月 15 日
- ム 埼玉県桶川市大字五丁台(STA195+00)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA196+70)まで
平成 24 年 4 月 1 日
- ウ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA196+70)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA197+16)まで
平成 26 年 8 月 22 日
- ノ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA197+16)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA198+35)まで
平成 24 年 12 月 21 日

別 紙 1

- オ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA198+35)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+94)まで
平成 24 年 4 月 1 日
- ク 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+94)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA210+35)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ヤ 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA210+35)から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA241+72)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- 桶川北本IC ランプ部
- マ 埼玉県桶川市大字川田谷(B-ST A2+31)から埼玉県桶川市大字川田谷(B-ST A4+51)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ケ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A0+74)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A5+92)まで
平成 25 年 3 月 1 日
- フ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A5+92)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A6+73)まで
平成 27 年 3 月 1 日
- コ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A6+73)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A7+90)まで
平成 25 年 3 月 1 日
- エ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A7+90)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A9+42)まで
平成 26 年 4 月 1 日

別 紙 1

テ 埼玉県桶川市大字川田谷(D-STA5+81)から埼玉県桶川市大字川田谷(D-STA10+26)まで
平成 25 年 3 月 1 日

桶川加納IC ランプ部

ア 埼玉県桶川市大字加納(A-STA1+70)から埼玉県桶川市大字加納(A-STA2+50)まで
平成 26 年 12 月 1 日

サ 埼玉県桶川市大字加納(B-STA2+72)から埼玉県桶川市大字加納(B-STA3+02)まで
平成 25 年 11 月 1 日

キ 埼玉県桶川市大字加納(C-STA1+99)から埼玉県桶川市大字加納(C-STA3+80)まで
平成 24 年 5 月 15 日

ユ 埼玉県桶川市大字加納(D-STA2+33)から埼玉県桶川市大字加納(D-STA2+72)まで
平成 24 年 5 月 15 日

メ 埼玉県桶川市大字加納(D-STA2+72)から埼玉県桶川市大字加納(D-STA4+40)まで
平成 27 年 2 月 11 日

桶川加納IC 料金所部

ミ 埼玉県桶川市大字加納(B-STA0+80)から埼玉県桶川市大字加納(E-STA0+50)まで
平成 24 年 5 月 15 日

桶川加納IC ランプ部

シ 埼玉県桶川市大字加納(E-STA1+30)から埼玉県桶川市大字加納(E-STA1+58)まで
平成 25 年 10 月 1 日

別 紙 1

ヒ 埼玉県桶川市大字加納(G-STA1+98)から埼玉県桶川市大字加納(G-STA2+48)まで
平成 24 年 5 月 15 日

モ 埼玉県桶川市大字加納(G-STA2+98)から埼玉県桶川市大字加納(G-STA3+32)まで
平成 26 年 1 月 1 日

セ 埼玉県桶川市大字加納(H-STA2+32)から埼玉県桶川市大字加納(H-STA3+07)まで
平成 24 年 5 月 15 日

菖蒲PA

ス 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+22)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA210+87)まで
平成 26 年 12 月 21 日

スー1 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+87)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA208+60)まで
平成 27 年 4 月 30 日

別 紙 1

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成年月日 平成 27 年 10 月 31 日（供用開始）

令和 3 年 3 月 30 日（残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

65, 995 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 65, 995 百万円）（消費税込み）

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)

(千葉県東金市丹尾から千葉県茂原市石神まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 東京湾横断・木更津東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	千葉県東金市丹尾	から
	千葉県茂原市石神	まで

(ロ) 延 長	21.6 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県東金市丹尾	から	100	21.6	
千葉県茂原市石神	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県東金市丹尾	から	2 車線	4 車線	
千葉県茂原市石神	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 00×2	2. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道126号	千葉県東金市丹尾	立体接続	東金ジャンクション
市道5164号線	千葉県東金市山台	立体接続	東金インターチェンジ
県道五井本納線	千葉県茂原市上太田	立体接続	茂原北インターチェンジ
一般国道409号 (茂原・一宮・大原道路)	千葉県長生郡長南町坂本	立体接続	茂原長南インターチェンジ

(4) 工事予算

22, 948 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日

イ 千葉県東金市丹尾(STA0-01)から千葉県東金市小野(STA7+60)まで
平成 24 年 11 月 1 日

イ 千葉県東金市小野(STA7+60)から千葉県東金市小野(STA8+60)まで
平成 24 年 10 月 1 日

イ 千葉県東金市小野(STA8+60)から千葉県東金市小野(STA11+60)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ロ 千葉県東金市小野(STA11+60)から千葉県東金市小野(STA14+20)まで
平成 24 年 8 月 1 日

ロ 千葉県東金市小野(STA14+20)から千葉県東金市丘山台(STA16+40)まで
平成 24 年 11 月 1 日

ロ 千葉県東金市丘山台(STA16+40)から千葉県東金市小野(STA19+00)まで
平成 24 年 10 月 1 日

ハ 千葉県東金市小野(STA19+00)から千葉県大網白里町養安寺(STA21+35)まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

ニ 千葉県大網白里町養安寺(STA21+35)から千葉県大網白里町小西(STA27+85)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ホ 千葉県大網白里町小西(STA27+85)から千葉県大網白里町餅木(STA33+69. 5)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ヘ 千葉県大網白里町餅木(STA33+69. 5)から千葉県大網白里町餅木(STA35+23)まで
平成 24 年 6 月 1 日

ト 千葉県大網白里町餅木(STA35+23)から千葉県大網白里町金谷郷(STA48+69)まで
平成 24 年 2 月 15 日

チ 千葉県大網白里町金谷郷(STA48+69)から千葉県大網白里町南玉(STA57+23)まで
平成 24 年 10 月 1 日

リ 千葉県大網白里町南玉(STA57+23)から千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+40)まで
平成 21 年 8 月 1 日

ヌ 千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+40)から千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+70)まで
平成 24 年 6 月 1 日

ル 千葉市緑区小食土町(STA65+70)から千葉県大網白里町小中(STA80+00)まで
平成 21 年 8 月 1 日

ヲ 千葉県大網白里町小中(STA80+00)から千葉県大網白里町神房(STA86+00)まで
平成 19 年 12 月 1 日

別 紙 1

ワ 千葉県大網白里町神房(STA86+00)から千葉県茂原市柴名(STA106+94)まで
平成 21 年 8 月 1 日

カ 千葉県茂原市柴名(STA106+94)から千葉県茂原市柴名(STA109+20)まで
平成 19 年 12 月 1 日

コ 千葉県茂原市柴名(STA109+20)から千葉県茂原市柴名(STA113+60)まで
平成 24 年 5 月 1 日

タ 千葉県茂原市柴名(STA113+60)から千葉県茂原市上太田(STA123+11)まで
平成 24 年 10 月 9 日

レ 千葉県茂原市上太田(STA123+11)から千葉県茂原市上太田(STA124+34)まで
平成 24 年 11 月 1 日

ソ 千葉県茂原市上太田(STA124+34)から千葉県茂原市真名(STA148+91)まで
平成 24 年 2 月 15 日

ツ 千葉県茂原市真名(STA148+91)から千葉県茂原市真名(STA156+20)まで
平成 24 年 5 月 1 日

ネ 千葉県茂原市真名(STA156+20)から千葉県長柄町榎本(STA179+60)まで
平成 24 年 2 月 15 日

ナ 千葉県長柄町榎本(STA179+60)から千葉県長柄町榎本(STA183+80)まで
平成 24 年 7 月 1 日

別 紙 1

ラ 千葉県長柄町榎本(STA183+80)から千葉県長柄町榎本(STA187+78)まで
平成 24 年 8 月 1 日

ラ 千葉県長柄町榎本(STA187+78)から千葉県長南町須田(STA194+40)まで
平成 24 年 7 月 1 日

ム 千葉県長南町須田(STA194+40)から千葉県長南町関原(STA203+88. 2)まで
平成 24 年 8 月 1 日

ウ 千葉県長南町関原(STA203+88. 2)から千葉県茂原市石神(STA210+39)まで
平成 24 年 7 月 1 日

ノ 千葉県茂原市石神(STA210+39)から千葉県茂原市石神(STA216+20)まで
平成 24 年 9 月 1 日

東金JCT Cランプ

イ 千葉県東金市山田(STA5+18)から千葉県東金市山田(STA6+20)まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

茂原北IC ランプ部

オ 千葉県茂原市柴名(STA4+20)から千葉県茂原市上太田(STA0+60)まで

平成 19 年 12 月 1 日

ク 千葉県茂原市上太田(STA0+60)から千葉県茂原市上太田(STA0+20)まで

平成 20 年 10 月 1 日

ヤ 千葉県茂原市上太田(STA0+20)から千葉県茂原市上太田(STA2+10)まで

平成 19 年 12 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成年月日	平成 23 年 10 月 20 日	(東金ICランプ切替)
	平成 25 年 4 月 27 日	(供用開始)
	令和 2 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25, 233 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 25, 233 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 24, 845 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)

(千葉県茂原市石神から千葉県木更津市下郡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 東京湾横断・木更津東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	千葉県茂原市石神	から
	千葉県木更津市下郡	まで

(ロ) 延 長	21.3 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県茂原市石神	から	100	21.3	
千葉県木更津市下郡	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県茂原市石神	から	2 車線	4 車線	
千葉県木更津市下郡	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 00×2	2. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道409号 (茂原・一宮・大原道路)	千葉県長生郡長南町坂本	立体接続	茂原長南インターチェンジ
一般国道297号	千葉県市原市田尾	立体接続	市原鶴舞インターチェンジ
一般国道410号バイパス	千葉県木更津市下郡	立体接続	木更津東インターチェンジ

(4) 工事予算

13, 660 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 千葉県茂原市石神(STA216+20)から千葉県長生郡長南町坂本(STA219+73)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ロ 千葉県長生郡長南町坂本(STA219+73)から千葉県長生郡長南町坂本(STA220+73)まで
平成 24 年 5 月 1 日
- ハ 千葉県長生郡長南町坂本(STA220+73)から千葉県長生郡長南町坂本(STA222+77)まで
平成 24 年 7 月 18 日
- ニ 千葉県長生郡長南町坂本(STA222+77)から千葉県長生郡長南町坂本(STA233+60)まで
平成 24 年 5 月 1 日
- ホ - 1 千葉県長生郡長南町坂本(STA233+60)から千葉県長生郡長南町報恩寺(STA243+17)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ホ - 2 千葉県長生郡長南町報恩寺(STA243+17)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA250+00)まで
平成 24 年 8 月 1 日
- ホ - 3 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA250+00)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA252+59)まで
平成 24 年 9 月 1 日

別 紙 1

- ホ - 4 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA252+59) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA252+64) まで
平成 24 年 8 月 1 日
- ホ - 5 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA252+64) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA253+00) まで
平成 24 年 10 月 1 日
- へ - 1 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA253+00) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA253+05) まで
平成 24 年 8 月 1 日
- へ - 2 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA253+05) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA259+20) まで
平成 24 年 12 月 1 日
- へ - 3 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA259+20) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA262+60) まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ト - 1 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA262+60) から千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA266+60) まで
平成 24 年 10 月 1 日
- ト - 2 千葉県長生郡長南町茗荷沢 (STA266+60) から千葉県長生郡長南町岩撫 (STA272+86) まで
平成 24 年 12 月 1 日
- チ - 1 千葉県長生郡長南町岩撫 (STA272+86) から千葉縣市原市田尾 (STA297+06) まで
平成 24 年 3 月 26 日
- チ - 2 千葉縣市原市田尾 (STA297+06) から千葉縣市原市田尾 (STA298+49.7) まで
平成 24 年 10 月 1 日

別 紙 1

- リ - 1 千葉県市原市田尾(STA298+49.7)から千葉県市原市山小川(STA306+80)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- リ - 2 千葉県市原市山小川(STA306+80)から千葉県市原市山小川(STA307+10)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- リ - 3 千葉県市原市山小川(STA307+10)から千葉県市原市山小川(STA308+40)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- リ - 4 千葉県市原市山小川(STA308+40)から千葉県市原市山小川(STA309+00)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- 又 - 1 千葉県市原市山小川(STA309+00)から千葉県市原市山小川(STA310+00)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- 又 - 2 千葉県市原市山小川(STA310+00)から千葉県市原市不入(STA313+81)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又 - 3 千葉県市原市不入(STA313+81)から千葉県市原市不入(STA316+57)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- 又 - 4 千葉県市原市不入(STA316+57)から千葉県市原市大和田(STA317+60)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又 - 5 千葉県市原市大和田(STA317+60)から千葉県市原市大和田(STA320+05)まで
平成 25 年 2 月 20 日

別 紙 1

- 又 - 6 千葉県市原市大和田(STA320+05)から千葉県市原市大和田(STA321+18)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又 - 7 千葉県市原市大和田(STA321+18)から千葉県市原市大和田(STA321+80)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- 又 - 8 千葉県市原市大和田(STA321+80)から千葉県市原市大和田(STA325+40)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又 - 9 千葉県市原市大和田(STA325+40)から千葉県市原市養老(STA327+3. 5)まで
平成 25 年 2 月 12 日
- 又 - 10 千葉県市原市養老(STA327+3. 5)から千葉県市原市久保(STA332+57)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又 - 11 千葉県市原市久保(STA332+57)から千葉県市原市久保(STA332+72. 6)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- 又 - 12 千葉県市原市久保(STA332+72. 6)から千葉県市原市山口(STA340+34)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- ル - 1 千葉県市原市山口(STA340+34)から千葉県市原市山口(STA358+20)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ル - 2 千葉県市原市山口(STA358+20)から千葉県市原市山口(STA360+84)まで
平成 25 年 2 月 1 日

別 紙 1

ヲ 千葉県市原市山口(STA360+84)から千葉県木更津市真理谷(STA367+59)まで
平成 24 年 11 月 1 日

ワ - 1 千葉県木更津市真理谷(STA367+59)から千葉県木更津市真理谷(STA372+41)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ワ - 2 千葉県木更津市真理谷(STA372+41)から千葉県木更津市真理谷(STA375+21)まで
平成 24 年 10 月 1 日

カ 千葉県木更津市真理谷(STA375+21)から千葉県木更津市真理谷(STA380+69)まで
平成 23 年 11 月 21 日

ヨ 千葉県木更津市真理谷(STA380+69)から千葉県木更津市真理谷(STA392+12)まで
平成 24 年 8 月 1 日

タ - 1 千葉県木更津市真理谷(STA392+12)から千葉県木更津市真理谷(STA394+80)まで
平成 24 年 11 月 1 日

タ - 2 千葉県木更津市真理谷(STA394+80)から千葉県木更津市真理谷(STA400+51)まで
平成 24 年 3 月 26 日

レ 千葉県木更津市真理谷(STA400+51)から千葉県木更津市真理谷(STA402+30. 7)まで
平成 23 年 11 月 21 日

ソ 千葉県木更津市真理谷(STA402+30. 7)から千葉県木更津市真理谷(STA404+78)まで
平成 24 年 3 月 26 日

別 紙 1

ツ 千葉県木更津市真理谷(STA404+78)から千葉県木更津市茅野(STA413+63. 6)まで
平成 23 年 11 月 21 日

ネ 千葉県木更津市茅野(STA413+63. 6)から千葉県木更津市下郡(STA429+17)まで
平成 24 年 12 月 1 日

茂原長南IC 料金所部

ナ 千葉県長生郡長南町坂本(C1-STA0+19. 2)から千葉県長生郡長南町坂本(E-STA1+10. 8)まで
平成 23 年 11 月 21 日

茂原長南IC 管理施設部

ラ - 1 千葉県長生郡長南町坂本(C1-STA3+88. 5)から千葉県長生郡長南町坂本(E-STA3+7)まで
平成 24 年 3 月 26 日

ラ - 2 千葉県茂原市石神(B-STA1+3)から千葉県茂原市石神(B-STA2+1. 8)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ - 3 千葉県茂原市石神(C1-STA0+0)から千葉県茂原市石神(C1-STA2+0)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ - 4 千葉県長生郡長南町千手堂(E-STA0+0)から千葉県長生郡長南町千手堂(E-STA12+15)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ - 5 千葉県長生郡長南町千手堂(F-STA12+18. 6)から千葉県長生郡長南町千手堂(F-STA21+10)まで
平成 24 年 7 月 18 日

別 紙 1

ラ - 6 千葉県長生郡長南町千手堂(G-STA12+11)から千葉県長生郡長南町千手堂(G-STA21+00)まで
平成 24 年 7 月 18 日

市原鶴舞IC

ム - 1 千葉県市原市山小川(A-STA2+25. 4)から千葉県市原市山小川(A-STA5+44. 9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム - 2 千葉県市原市山小川(B-STA2+25. 4)から千葉県市原市山小川(B-STA6+11. 9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム - 3 千葉県市原市山小川(B-STA6+11. 9)から千葉県市原市山小川(B-STA6+42)まで
平成 25 年 2 月 1 日

ム - 4 千葉県市原市山小川(B-STA6+42)から千葉県市原市山小川(B-STA7+72)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム - 5 千葉県市原市山小川(B-STA7+72)から千葉県市原市山小川(B-STA8+32. 2)まで
平成 25 年 2 月 1 日

ム - 6 千葉県市原市山小川(C1-STA0+8. 9)から千葉県市原市山小川(C1-STA4+14. 7)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム - 7 千葉県市原市山小川(C2-STA4+8. 5)から千葉県市原市山小川(C2-STA7+8. 6)まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

ム - 8 千葉県市原市山小川(C2-STA7+8. 6)から千葉県市原市山小川(C2-STA7+38. 9)まで
平成 25 年 2 月 1 日

ム - 9 千葉県市原市山小川(C2-STA7+38. 9)から千葉県市原市山小川(C2-STA7+91. 9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム - 10 千葉県市原市山小川(D-STA4+9. 1)から千葉県市原市山小川(D-STA8+26. 5)まで
平成 24 年 12 月 1 日

市原鶴舞IC 料金所部
ウ 千葉県市原市田尾(C1-STA0+8. 95)から千葉県市原市田尾(E-STA0+41. 05)まで
平成 23 年 11 月 21 日

市原鶴舞IC 管理施設部
ノ 千葉県市原市田尾(C1-STA0+95)から千葉県市原市田尾(E-STA0+68)まで
平成 24 年 3 月 26 日

市原鶴舞IC 297号接道まで
オ 千葉県市原市田尾(E-STA0+41. 05)から千葉県市原市田尾(E-STA2+34)まで
平成 24 年 11 月 1 日

高滝湖PA 内回り休憩施設
ク - 1 千葉県市原市大和田から千葉県市原市大和田まで
平成 24 年 12 月 1 日

高滝湖PA 外回り休憩施設
ク - 2 千葉県市原市大和田から千葉県市原市大和田まで
平成 26 年 12 月 11 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日	平成 25 年 4 月 27 日	(供用開始)
	平成 25 年 7 月 12 日	(高滝湖PA 内回り供用開始)
	平成 27 年 8 月 10 日	(高滝湖PA 外回り供用開始)
	令和 3 年 3 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14, 923 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14, 923 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道14号(京葉道路)(京葉市川PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道14号

(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県市川市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(4) 工事予算

17, 018 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 4 月 24 日 (供用開始)
令和 3 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

18, 785 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 18, 451 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道126号(千葉東金道路)

(千葉県東金市丹尾から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道126号

(有料道路名 : 千葉東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	千葉県東金市丹尾	から
	千葉県山武市松尾町谷津	まで

(ロ) 延	長	15.7 キロメートル
-------	---	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	有料道路事業
----------	--------

(ロ) 道路の区分	第1種第2級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	100	15. 7	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	4 車線	4 車線	4車線化事業

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (東京湾横断・木更津東金道路)	千葉県東金市丹尾	平面接続 立体接続	東金ジャンクション
東金市道5146号線	千葉県東金市山台	立体接続	東金インターチェンジ
県道成東酒々井線	千葉県山武市矢部	立体接続	山武成東インターチェンジ
一般国道126号 (銚子連絡道路)	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
県道成田松尾線	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ

(4) 工事予算

18, 564 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

22, 004 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 21, 000 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

一般国道466号（第三京浜道路）（野川IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道466号

(有料道路名 : 第三京浜道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県川崎市宮前区野川

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道尻手黒川線	神奈川県川崎市 宮前区野川	立体接続	野川インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

17, 414 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 63 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

12, 175 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 11, 603 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(東京都西多摩郡日の出町平井から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

東京都西多摩郡日の出町平井 から

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金 まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(4) 工事予算

1, 643 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 61 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 851 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 773 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

43, 953 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

48, 256 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容

個別箇所に関する工事の内容は、下記のとおりとする。

ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。

また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手及び完成の予定年月日					
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 佐野市 黒袴町	県道 佐野環状線	栃木県 佐野市 関川町及び 黒袴町	立体接続	平成21年9月11日	平成23年4月28日 (供用開始) 令和3年3月30日 (残事業完成)	893百万円	1,231百万円	—	佐野 SA
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 宇都宮市 今里町	県道 上河内 スマート インター線	栃木県 宇都宮市 今里町	立体接続	平成21年9月11日	平成22年12月18日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	300百万円	338百万円	—	上河内 SA

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 那須郡 那須町 豊原丙	県道 那須高原 スマート インター線	栃木県 那須郡 那須町 豊原丙	立体接続	平成21年9月11日	平成22年12月18日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	447百万円	483百万円	—	那須 高原 SA
東北横断自動車道 釜石秋田線	秋田県 大仙市 九升田	市道 赤坂強首線	秋田県 大仙市 強首及び 九升田	立体接続	平成21年9月11日	平成23年3月26日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	92百万円	96百万円	—	西仙北 SA
東北横断自動車道 いわき新潟線	新潟県 新潟市 秋葉区福島	市道新津 1－90号線 及び 市道新津 1－91号線	新潟県 新潟市 秋葉区福島	立体接続	平成21年9月11日	平成23年12月17日 (供用開始) 平成26年3月30日 (残事業完成)	1,271百万円	1,387百万円	—	本線 直結 型
関越自動車道 新潟線	埼玉県 坂戸市塚崎	市道3979 号路線及び 市道6919 号路線	埼玉県 坂戸市塚崎 及び栗生田	立体接続	平成21年9月11日	平成25年8月25日 (供用開始) 平成27年3月30日 (残事業完成)	1,885百万円	2,132百万円	—	本線 直結 型
関越自動車道 新潟線	群馬県高崎 市上滝町	市道 G680号線 及び 市道 G681号線	群馬県高崎 市上滝町及 び佐波郡玉 村町上新田	立体接続	平成21年9月11日	平成26年2月22日 (供用開始) 平成27年3月30日 (残事業完成)	2,762百万円	3,174百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	茨城県 石岡市 正上内	市道 A2485号線	茨城県 石岡市 正上内	立体接続	平成21年9月11日	平成23年3月24日 (供用開始) 平成25年3月28日 (残事業完成)	2,772百万円	3,006百万円	—	本線 直結 型
北陸自動車道	新潟県 三条市 福島新田	市道岡野 新田1号線 及び 市道岡野 新田2号線	新潟県 三条市 福島新田	立体接続	平成21年9月11日	平成24年7月14日 (供用開始) 平成26年3月30日 (残事業完成)	904百万円	1,028百万円	—	栄PA

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法								
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
関越自動車道 新潟線	埼玉県大里 郡寄居町用 土	深谷市道 岡2-570号 及び 寄居町道 A046号線	埼玉県深谷 市本郷及び 大里郡寄居 町用土	立体接続	平成24年5月1日	平成31年3月28日 (下り線供用開始) 令和3年3月31日 (残事業完成)	1,718百万円	2,390百万円	—	寄居 PA
関越自動車道 新潟線	埼玉県児玉 郡上里町大 字五明	町道2480号 線及び 町道2087号 線	埼玉県児玉 郡上里町大 字五明	立体接続	平成24年5月1日	平成27年12月20日 (供用開始) 平成29年3月30日 (残事業完成)	1,165百万円	1,240百万円	—	上里 SA
北陸自動車道	新潟県長岡 市上野町	市道上川西 398号線及び 市道上川西 399号線	新潟県長岡 市上野町及 び大荒戸町	立体接続	平成24年5月1日	平成29年3月25日 (供用開始) 平成30年3月30日 (残事業完成)	2,490百万円	2,569百万円	—	本線 直結 型
北陸自動車道	新潟県新潟 市江南区西 野	主要地方道 新潟港横越 線	新潟県新潟 市江南区西 野	立体接続	平成24年5月1日	平成28年3月26日 (供用開始) 平成29年3月31日 (残事業完成)	3,376百万円	3,562百万円	—	本線 直結 型
北海道縦貫自動車 道 函館名寄線	北海道砂川 市空知太	市道砂川SA スマートイン ター線	北海道砂川 市北光	立体接続	平成25年7月1日	平成27年8月8日 (供用開始) 平成29年3月30日 (残事業完成)	420百万円	455百万円	—	砂川 SA
東北縦貫自動車道 弘前線	福島県郡山 市大槻町	市道中央イン ター1号線及 び市道中央 インター2号 線	福島県郡山 市大槻町及 び片平町	立体接続	平成25年7月1日	平成31年1月13日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	2,359百万円	2,697百万円	—	本線 直結 型
東北縦貫自動車道 弘前線	岩手県奥州 市胆沢区小 山	市道附野下 笹森線及び 県道衣川水 沢線	岩手県奥州 市胆沢区小 山	立体接続	平成25年7月1日	平成30年4月21日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	2,515百万円	2,672百万円	—	本線 直結 型

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手及び完成の予定年月日					
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
東北縦貫自動車道 弘前線	岩手県紫波 郡矢巾町大 字煙山	県道不動盛 岡線及び町 道堤川目線	岩手県柴波 郡矢巾町大 字上矢次及 び煙山	立体接続	平成25年7月1日	平成30年3月24日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	1,202百万円	1,297百万円	—	矢巾 PA
東北縦貫自動車道 弘前線	岩手県滝沢 市高屋敷平	市道茨島土 沢線	岩手県滝沢 市高屋敷平	立体接続	平成25年7月1日	平成31年4月20日 (供用開始) 令和3年3月30日 (残事業完成)	4,422百万円	4,562百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	福島県南相 馬市鹿島区 浮田字榎木 沢	市道西138 号線	福島県南相 馬市鹿島区 浮田字榎木 沢	立体接続	平成25年7月1日	平成27年2月21日 (供用開始) 平成28年3月30日 (残事業完成)	286百万円	291百万円	—	南相馬 鹿島 SA
常磐自動車道	宮城県亘理 郡山元町坂 元字法羅	町道坂元イン ター線	宮城県亘理 郡山元町坂 元字上小山	立体接続	平成25年7月1日	平成29年4月1日 (供用開始) 平成30年3月30日 (残事業完成)	2,740百万円	2,875百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	宮城県亘理 郡亘理町逢 隈高屋	町道亘理ス マートイン ター線	宮城県亘理 郡亘理町逢 隈高屋字新 谷地	立体接続	平成25年7月1日	平成28年3月19日 (供用開始) 平成30年3月30日 (残事業完成)	623百万円	702百万円	—	鳥の海 PA
北関東自動車道	群馬県太田 市成塚町	市道太田成 塚北金井10 93号線	群馬県太田 市北金井町	立体接続	平成25年7月1日	平成30年7月28日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	1,252百万円	1,348百万円	—	太田強 戸 PA
一般国道6号 (仙台東部道路)	宮城県名取 市下増田耕 谷	市道飯野坂 杉ヶ袋線	宮城県名取 市下増田耕 谷及び飯野 坂小揚場	立体接続	平成25年7月1日	平成29年3月18日 (供用開始) 平成30年3月30日 (残事業完成)	2,275百万円	2,352百万円	—	本線 直結 型

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
一般国道468号 (東京湾横断・木更 津東金道路)	千葉県大網 白里市小中	市道01-03 2号線	千葉県大網 白里市小中	立体接続	平成25年7月1日	平成31年3月24日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	3,034百万円	3,264百万円	—	本線 直結 型
一般国道468号 (東京湾横断・木更 津東金道路)	千葉県茂原 市国府関	市道3級42 21号線	千葉県茂原 市国府関	立体接続	平成25年7月1日	令和2年2月16日 (供用開始) 令和3年3月30日 (残事業完成)	2,749百万円	3,105百万円	—	本線 直結 型

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線

(長野県上水内郡信濃町大字野尻から新潟県上越市大字中屋敷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 長野県上水内郡信濃町大字野尻 から
新潟県上越市大字中屋敷 まで

(ロ) 延 長 37.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	第1種第3級	道路構造令
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	第1種第2級	道路構造令

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	80	17. 6	
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	100	19. 9	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から	4 車線	4 車線	4車線化
新潟県上越市大字中屋敷 まで			

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設計区間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
長野県上水内郡 信濃町大字野尻 から 新潟県上越市 中郷区二本木 まで	土工(掘割)部分	2. 50	2. 50	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75	1. 75	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75	1. 75	—	—	—	
新潟県上越市 中郷区二本木 から 新潟県上越市 大字中屋敷 まで	土工(掘割)部分	2. 50	2. 50	2. 50	1. 25	3. 75	
	トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50	2. 50	2. 50	1. 25	3. 75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50	2. 50	2. 50	1. 25	3. 75	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間	幅 員	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	3. 00メートル(土工部) 3. 00メートル(橋梁部)	
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	4. 50メートル(土工部) 4. 50メートル(橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

81, 901 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 24 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 12 月 7 日 (一部供用開始)

令和 元 年 12 月 5 日 (供用開始)

令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

88,388 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 88,388 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道千葉富津線

(千葉県木更津市中烏田から千葉県富津市竹岡まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道千葉富津線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県木更津市中烏田 から
 千葉県富津市竹岡 まで

(ロ) 延 長 20. 7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県木更津市中烏田	から	100	20. 7	
千葉県富津市竹岡	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県木更津市中烏田 から 千葉県富津市竹岡 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル(土工部)

4.50 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

30, 087 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 24 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日(木更津南JCT～富津中央IC 供用開始)
令和 2 年 3 月 6 日(富津中央IC～富津竹岡IC 供用開始)
令和 4 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

33, 273 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 33, 273 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

**東関東自動車道水戸線（潮来IC）（改築）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県潮来市福島

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般県道水戸神栖線	茨城県潮来市福島	立体接続	潮来インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 245 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 431 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 366 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東関東自動車道水戸線（鉾田IC）（改築）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県鉾田市秋山

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道鉾田茨城線	茨城県鉾田市 飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 490 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 737 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 672 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県久喜市下早見から茨城県猿島郡五霞町大字江川まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	埼玉県久喜市下早見	から
	茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで

(ロ) 延 長	12.7 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第2級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市下早見	から	100	12.7	
茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県久喜市下早見	から	2 車線	4 車線	
茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北縦貫自動車道 弘前線	埼玉県久喜市 下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション
都市計画道路 惣新田・幸手線	埼玉県幸手市 大字平須賀	立体接続	幸手インターチェンジ
一般国道4号	茨城県猿島郡五霞町 大字江川	立体接続	五霞インターチェンジ

(4) 工事予算

25, 514 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ 埼玉県久喜市下早見(STA274+95)から埼玉県幸手市大字上高野(STA331+83)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ロ 埼玉県幸手市大字上高野(STA331+83)から埼玉県幸手市大字上高野(STA335+54)まで
平成 26 年 11 月 13 日
- ハ 埼玉県幸手市大字上高野(STA335+54)から埼玉県幸手市大字上高野(STA339+04)まで
平成 26 年 10 月 1 日
- ニ 埼玉県幸手市大字上高野(STA339+04)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA357+16)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ホ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA357+16)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+47)まで
平成 24 年 7 月 1 日
- ヘ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+47)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+56)まで
平成 25 年 1 月 15 日
- ト 埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+56)から埼玉県幸手市大字木立(STA382+10)まで
平成 24 年 7 月 1 日

別 紙 1

チ 埼玉県幸手市大字木立(STA382+10)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA5+37)まで
平成 26 年 8 月 1 日

リ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA5+37)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA10+43)まで
平成 26 年 4 月 1 日

ヌ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA10+43)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA12+30)まで
平成 26 年 12 月 2 日

ル 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA12+30)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA14+31)まで
平成 26 年 10 月 30 日

ヲ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA14+31)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA15+01)まで
平成 26 年 11 月 13 日

ワ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA15+01)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA16+91)まで
平成 26 年 10 月 30 日

幸手IC ランプ部

カ 埼玉県幸手市大字平須賀(D-ST A1+28)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-ST A0+64)まで
平成 26 年 5 月 1 日

コ 埼玉県幸手市大字平須賀(H-ST A0+64)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-ST A1+10)まで
平成 26 年 8 月 1 日

別 紙 1

タ 埼玉県幸手市大字平須賀(A-STA1+06)から埼玉県幸手市大字平須賀(E-STA0+67)まで
平成 26 年 5 月 1 日

レ 埼玉県幸手市大字平須賀(E-STA0+67)から埼玉県幸手市大字平須賀(E-STA1+12)まで
平成 26 年 8 月 1 日

幸手IC 管理施設部

ソ 埼玉県幸手市大字平須賀(D-STA1+31)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-STA0+56)まで
平成 26 年 4 月 1 日

五霞IC ランプ部

ツ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-STA0+00)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-STA0+12)まで
平成 26 年 10 月 30 日

ネ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-STA0+12)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-STA1+93)まで
平成 26 年 12 月 2 日

ナ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(B-STA1+86)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(B-STA3+68)まで
平成 26 年 12 月 2 日

ラ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(C-STA0+52)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(C-STA2+25)まで
平成 26 年 11 月 13 日

ム 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(D-STA1+79)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(D-STA4+50)まで
平成 26 年 10 月 30 日

別 紙 1

- ウ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(E-ST A0+00)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(E-ST A1+56)まで
平成 26 年 11 月 26 日
- ノ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(F-ST A1+58)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(F-ST A4+10)まで
平成 27 年 1 月 26 日
- オ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(G-ST A1+00)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(G-ST A4+12)まで
平成 27 年 1 月 26 日
- ク 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(H-ST A1+60)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(H-ST A3+91)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ヤ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-ST A0+02)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-ST A1+46)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- マ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-ST A1+46)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-ST A3+83)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- ケ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-ST A3+83)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-ST A6+80)まで
平成 26 年 12 月 16 日
- フ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-ST A6+80)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-ST A7+37)まで
平成 26 年 12 月 6 日
- コ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-ST A7+37)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-ST A8+78)まで
平成 26 年 11 月 18 日

別 紙 1

エ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主 (I-STA8+78)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主 (I-STA8+96)まで
平成 26 年 12 月 6 日

テ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主 (I-STA8+96)から茨城県猿島郡五霞町大字江川 (I-STA11+72)まで
平成 26 年 11 月 13 日

ア 茨城県猿島郡五霞町大字江川 (I-STA11+72)から茨城県猿島郡五霞町大字江川 (I-STA11+88)まで
平成 27 年 2 月 1 日

サ 茨城県猿島郡五霞町大字江川 (I-STA11+88)から茨城県猿島郡五霞町大字江川 (I-STA14+15)まで
平成 26 年 12 月 6 日

五霞IC 料金所部

キ 茨城県猿島郡五霞町大字江川 (I-STA5+65)から茨城県猿島郡五霞町大字江川 (I-STA6+30)まで
平成 26 年 5 月 1 日

別 紙 1

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 29 日（供用開始）

平成 27 年 10 月 31 日（五霞インターチェンジ増設レーン供用開始）

令和 7 年 3 月 30 日（残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27,096 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 27,096 百万円）（消費税込み）

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	茨城県猿島郡五霞町大字江川	から
	茨城県つくば市新井	まで

(ロ) 延 長	35. 4 キロメートル
---------	--------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 から 茨城県つくば市新井 まで	100	35. 4	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 から 茨城県つくば市新井 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3. 5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道4号	茨城県猿島郡 五霞町大字江川	立体接続	五霞インターチェンジ
一般国道354号	茨城県猿島郡 境町大字蛇池	立体接続	境古河インターチェンジ
主要地方道 結城岩井線	茨城県坂東市 富田	立体接続	坂東インターチェンジ
一般国道294号	茨城県常総市 三坂新田町	立体接続	常総インターチェンジ
県道 取手つくば線	茨城県つくば市 柳橋	立体接続	つくば中央インターチェンジ

(4) 工事予算

43, 594 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA16+91)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA17+13)まで
平成 26 年 10 月 30 日
- ロ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA17+13)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA19+34)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ハ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA19+34)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA23+00)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ニ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA23+00)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA26+60)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- ホ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA26+60)から茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA30+20)まで
平成 26 年 12 月 11 日
- ヘ 茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA30+20)から茨城県猿島郡五霞町大字小福田(STA37+30)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ト 茨城県猿島郡五霞町大字小福田(STA37+30)から茨城県猿島郡五霞町大字大福田(STA41+90)まで
平成 26 年 11 月 1 日

別 紙 1

チ 茨城県猿島郡五霞町大字大福田(STA41+90)から茨城県猿島郡境町大字塚崎(STA50+25)まで
平成 26 年 9 月 1 日

リ 茨城県猿島郡境町大字塚崎(STA50+25)から茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA79+72)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ヌ 茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA79+72)から茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA80+40)まで
平成 25 年 2 月 1 日

ル 茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA80+40)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA88+80)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ヲ - 1 - 1 - 1 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA88+80)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA92+00)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ - 1 - 1 - 2 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA92+00)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA93+23)まで
平成 28 年 3 月 1 日

ヲ - 1 - 1 - 3 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA93+23)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA99+00)まで
平成 28 年 1 月 1 日

ヲ - 1 - 1 - 4 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA99+00)から茨城県猿島郡境町山崎(STA111+28)まで
平成 28 年 8 月 1 日

別 紙 1

ヲ - 1 - 2 茨城県猿島郡境町山崎(STA111+28)から茨城県猿島郡境町山崎(STA120+00)まで
平成 28 年 2 月 1 日

ヲ - 1 - 3 - 1 茨城県猿島郡境町山崎(STA120+00)から茨城県坂東市菅谷(STA129+03)まで
平成 28 年 3 月 1 日

ヲ - 1 - 3 - 2 茨城県坂東市菅谷(STA129+03)から茨城県坂東市生子(STA140+00)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ - 1 - 3 - 3 茨城県坂東市生子(STA140+00)から茨城県坂東市生子(STA156+60)まで
平成 28 年 1 月 1 日

ヲ - 1 - 4 茨城県坂東市生子(STA156+60)から茨城県坂東市半谷(STA159+11)まで
平成 28 年 2 月 1 日

ヲ - 1 - 5 - 1 茨城県坂東市半谷(STA159+11)から茨城県坂東市富田(STA162+80)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ - 1 - 5 - 2 茨城県坂東市富田(STA162+80)から茨城県坂東市富田(STA167+90)まで
平成 28 年 6 月 1 日

ヲ - 1 - 5 - 3 茨城県坂東市富田(STA167+90)から茨城県坂東市富田(STA172+45)まで
平成 28 年 4 月 1 日

別 紙 1

ヲ - 2 茨城県坂東市富田(STA172+45)から茨城県坂東市弓田(STA181+17)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ヲ - 3 - 1 茨城県坂東市弓田(STA181+17)から茨城県坂東市弓田(STA182+22)まで
平成 28 年 6 月 1 日

ヲ - 3 - 2 茨城県坂東市弓田(STA182+22)から茨城県坂東市弓田(STA208+20)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ - 4 茨城県坂東市弓田(STA208+20)から茨城県常総市大生郷町(STA231+73)まで
平成 28 年 5 月 1 日

ヲ - 5 茨城県常総市大生郷町(STA231+73)から茨城県常総市花島町(STA251+16)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ - 6 茨城県常総市花島町(STA251+16)から茨城県常総市三坂町(STA266+19)まで
平成 28 年 5 月 1 日

ヲ - 7 茨城県常総市三坂町(STA266+19)から茨城県常総市三坂町(STA269+17)まで
平成 28 年 9 月 1 日

ヲ - 8 茨城県常総市三坂町(STA269+17)から茨城県つくば市高良田元上新田(STA292+93)まで
平成 28 年 5 月 1 日

別 紙 1

ヲ - 9 茨城県つくば市高良田元上新田 (STA292+93) から茨城県つくば市高須賀 (STA298+71) まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヲ - 10 茨城県つくば市高須賀 (STA298+71) から茨城県つくば市高須賀 (STA302+38) まで
平成 28 年 6 月 1 日

ヲ - 11 茨城県つくば市高須賀 (STA302+38) から茨城県つくば市高須賀 (STA311+00) まで
平成 28 年 4 月 1 日

ヲ - 12 茨城県つくば市高須賀 (STA311+00) から茨城県つくば市島名 (STA343+77) まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヲ - 13 茨城県つくば市島名 (STA343+77) から茨城県つくば市平 (STA352+40) まで
平成 28 年 5 月 1 日

ヲ - 14 茨城県つくば市平 (STA352+40) から茨城県つくば市大白谿 (STA354+00) まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヲ - 15 茨城県つくば市大白谿 (STA354+00) から茨城県つくば市柳橋 (STA367+47) まで
平成 28 年 4 月 1 日

ヲ - 16 茨城県つくば市柳橋 (STA367+47) から茨城県つくば市新井 (STA371+21) まで
平成 28 年 8 月 8 日

別 紙 1

坂東IC ランプ部

ワ－ 1 茨城県坂東市富田(C-ST A1+00)から茨城県坂東市富田(E-ST A0+35)まで
平成 27 年 7 月 10 日

ワ－ 2 茨城県坂東市富田(A-ST A1+00)から茨城県坂東市富田(A-ST A4+02)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ワ－ 3 茨城県坂東市富田(B-ST A1+00)から茨城県坂東市弓田(B-ST A4+64)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ワ－ 4 茨城県坂東市富田(C-ST A1+00)から茨城県坂東市富田(C-ST A6+04)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ワ－ 5 茨城県坂東市富田(D-ST A1+00)から茨城県坂東市富田(D-ST A8+23)まで
平成 28 年 4 月 1 日

常総IC ランプ部

カ－ 1 茨城県常総市三坂町(A-ST A0+55)から茨城県常総市三坂町(E-ST A0+25)まで
平成 27 年 7 月 1 日

カ－ 2 茨城県常総市三坂町(A-ST A0+55)から茨城県常総市三坂町(A-ST A1+00)まで
平成 28 年 3 月 1 日

別 紙 1

常総IC ランプ部

力 - 3 茨城県常総市三坂町(A-STA6+35)から茨城県常総市三坂町(A-STA6+90)まで
平成 28 年 5 月 1 日

力 - 4 茨城県常総市三坂町(B-STA6+92)から茨城県常総市三坂新田町(B-STA8+12)まで
平成 28 年 5 月 1 日

力 - 5 茨城県常総市三坂町(D-STA2+40)から茨城県常総市三坂町(D-STA5+68)まで
平成 28 年 5 月 1 日

力 - 6 茨城県常総市三坂町(A-STA0+77)から茨城県常総市三坂町(A-STA6+35)まで
平成 28 年 9 月 1 日

力 - 7 茨城県常総市三坂町(B-STA1+00)から茨城県常総市三坂町(B-STA6+92)まで
平成 28 年 9 月 1 日

力 - 8 茨城県常総市三坂町(C-STA0+77)から茨城県常総市三坂町(C-STA4+31)まで
平成 28 年 9 月 1 日

力 - 9 茨城県常総市三坂町(D-STA1+00)から茨城県常総市三坂町(D-STA2+40)まで
平成 28 年 9 月 1 日

別 紙 1

つくば中央IC

ヨ - 1 茨城県つくば市新井(A-ST A0+85)から茨城県つくば市新井(A-ST A3+55)まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヨ - 2 茨城県つくば市新井(D-ST A1+50)から茨城県つくば市柳橋(D-ST A7+79)まで
平成 28 年 8 月 8 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 29 日(五霞～境古河 供用開始)

平成 29 年 2 月 26 日(境古河～つくば中央 供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

47, 491 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 47, 491 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	茨城県稲敷市沼田	から
	千葉県成田市吉岡	まで

(ロ) 延 長	20.3 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第2級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県稲敷市沼田	から	100	20.3	
千葉県成田市吉岡	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県稲敷市沼田	から	2 車線	4 車線	
千葉県成田市吉岡	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	稲敷～神崎 神崎～大栄 神崎～大栄
	2. 30×1	2. 30				
	2. 50×1	2. 50				
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 5	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 5	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3. 5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道 江戸崎新利根線	茨城県稲敷市 沼田	立体接続	稲敷インターチェンジ
県道 江戸崎下総線	茨城県稲敷市 桑山	立体接続	稲敷東インターチェンジ
一般国道356号	千葉県香取郡 神崎町大字松崎	立体接続	神崎インターチェンジ
主要地方道 成田下総線	千葉県成田市 青山	立体接続	下総インターチェンジ
東関東自動車道 水戸線	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

(4) 工事予算

18,734 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ - 1 茨城県稲敷市沼田(STA195+40)から茨城県稲敷市沼田(STA203+05)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- イ - 2 茨城県稲敷市沼田(STA203+05)から茨城県稲敷市沼田(STA205+45)まで
平成 25 年 7 月 1 日
- イ - 3 茨城県稲敷市沼田(STA205+45)から茨城県稲敷市沼田(STA208+55)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- イ - 4 茨城県稲敷市沼田(STA208+55)から茨城県稲敷市沼田(STA209+75)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ - 5 茨城県稲敷市沼田(STA209+75)から茨城県稲敷市沼田(STA210+75)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- イ - 6 茨城県稲敷市沼田(STA210+75)から茨城県稲敷市江戸崎(STA211+95)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ - 7 茨城県稲敷市江戸崎(STA211+95)から茨城県稲敷市江戸崎(STA213+20)まで
平成 26 年 3 月 1 日

別 紙 1

- イ - 8 茨城県稲敷市江戸崎(STA213+20)から茨城県稲敷市江戸崎(STA220+74)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ - 9 茨城県稲敷市江戸崎(STA220+74)から茨城県稲敷市江戸崎(STA225+65)まで
平成 25 年 7 月 1 日
- イ - 10 茨城県稲敷市江戸崎(STA225+65)から茨城県稲敷市駒塚(STA233+35)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- ロ - 1 茨城県稲敷市駒塚(STA233+35)から茨城県稲敷市駒塚(STA233+85)まで
平成 25 年 11 月 1 日
- ロ - 2 茨城県稲敷市駒塚(STA233+85)から茨城県稲敷市駒塚(STA236+00)まで
平成 26 年 3 月 1 日
- ロ - 3 茨城県稲敷市駒塚(STA236+00)から茨城県稲敷市椎塚(STA237+82)まで
平成 25 年 9 月 1 日
- ロ - 4 茨城県稲敷市椎塚(STA237+82)から茨城県稲敷市椎塚(STA242+85)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- ロ - 5 茨城県稲敷市椎塚(STA242+85)から茨城県稲敷市清水(STA247+10)まで
平成 26 年 3 月 1 日
- ロ - 6 茨城県稲敷市清水(STA247+10)から茨城県稲敷市清水(STA248+89)まで
平成 25 年 11 月 1 日

別 紙 1

ロ - 7 茨城県稲敷市清水(STA248+89)から茨城県稲敷市清水(STA252+90)まで
平成 25 年 10 月 1 日

ハ - 1 茨城県稲敷市清水(STA252+90)から茨城県稲敷市清水(STA265+45)まで
平成 25 年 10 月 1 日

ハ - 2 茨城県稲敷市清水(STA265+45)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA4+65)まで
平成 25 年 4 月 1 日

二 - 3 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA4+65)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA7+80)まで
平成 25 年 11 月 1 日

二 - 4 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA7+80)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA12+60)まで
平成 26 年 7 月 17 日

二 - 5 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA12+60)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+24)まで
平成 26 年 8 月 1 日

ホ - 1 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+24)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+55)まで
平成 26 年 9 月 1 日

ホ - 2 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+55)から千葉県成田市高(STA17+20)まで
平成 26 年 8 月 1 日

ホ - 3 千葉県成田市高(STA17+20)から千葉県成田市高(STA17+80)まで
平成 26 年 10 月 1 日

別 紙 1

ホ - 4 千葉県成田市高(STA17+80)から千葉県成田市高(STA19+40)まで
平成 26 年 8 月 1 日

ホ - 5 千葉県成田市高(STA19+40)から千葉県成田市高(STA19+64)まで
平成 26 年 9 月 1 日

ホ - 6 千葉県成田市高(STA19+64)から千葉県成田市高(STA20+24)まで
平成 26 年 8 月 18 日

ホ - 7 千葉県成田市高(STA20+24)から千葉県成田市高(STA21+46)まで
平成 26 年 9 月 1 日

ホ - 8 千葉県成田市高(STA21+46)から千葉県成田市高(STA22+02)まで
平成 26 年 11 月 10 日

ホ - 9 千葉県成田市高(STA22+02)から千葉県成田市名木(STA24+35)まで
平成 26 年 9 月 15 日

ホ - 10 千葉県成田市名木(STA24+35)から千葉県成田市名木(STA27+80)まで
平成 26 年 11 月 20 日

ホ - 11 千葉県成田市名木(STA27+80)から千葉県成田市名木(STA31+20)まで
平成 26 年 12 月 1 日

ホ - 12 千葉県成田市名木(STA31+20)から千葉県成田市名木(STA32+10)まで
平成 26 年 10 月 1 日

別 紙 1

ホ - 13 千葉県成田市名木(STA32+10)から千葉県成田市名木(STA35+50)まで

平成 26 年 9 月 1 日

ホ - 14 千葉県成田市名木(STA35+50)から千葉県成田市名木(STA37+60)まで

平成 26 年 11 月 20 日

ホ - 15 千葉県成田市名木(STA37+60)から千葉県成田市名木(STA39+00)まで

平成 26 年 12 月 1 日

ホ - 16 千葉県成田市名木(STA39+00)から千葉県成田市名木(STA41+83)まで

平成 26 年 11 月 10 日

ホ - 17 千葉県成田市名木(STA41+83)から千葉県成田市名木(STA45+40)まで

平成 26 年 9 月 1 日

ヘ - 1 千葉県成田市名木(STA45+40)から千葉県成田市倉水(STA59+20)まで

平成 26 年 9 月 1 日

ヘ - 2 千葉県成田市倉水(STA59+20)から千葉県成田市稲荷山(STA60+40)まで

平成 26 年 12 月 1 日

ヘ - 3 千葉県成田市稲荷山(STA60+40)から千葉県成田市稲荷山(STA63+00)まで

平成 26 年 11 月 10 日

ヘ - 4 千葉県成田市稲荷山(STA60+40)から千葉県成田市成井(STA63+80)まで

平成 26 年 10 月 1 日

別 紙 1

- へ - 5 千葉県成田市成井(STA63+80)から千葉県成田市成井(STA66+20)まで
平成 26 年 11 月 20 日
- へ - 6 千葉県成田市成井(STA66+20)から千葉県成田市成井(STA67+45)まで
平成 26 年 12 月 10 日
- へ - 7 千葉県成田市成井(STA67+45)から千葉県成田市成井(STA68+20)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ - 8 千葉県成田市成井(STA68+20)から千葉県成田市成井(STA71+40)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- へ - 9 千葉県成田市成井(STA71+40)から千葉県成田市成井(STA73+46)まで
平成 26 年 7 月 17 日
- へ - 10 千葉県成田市成井(STA73+46)から千葉県成田市芝(STA76+52)まで
平成 26 年 8 月 18 日
- へ - 11 千葉県成田市芝(STA76+52)から千葉県成田市芝(STA87+77)まで
平成 26 年 7 月 17 日
- へ - 12 千葉県成田市芝(STA87+77)から千葉県成田市芝(STA92+20)まで
平成 26 年 8 月 18 日
- へ - 13 千葉県成田市芝(STA92+20)から千葉県成田市吉岡(STA101+68)まで
平成 26 年 7 月 17 日

別 紙 1

へ - 14 千葉県成田市吉岡(STA101+68)から千葉県成田市吉岡(STA102+95)まで

平成 26 年 9 月 15 日

ト 千葉県成田市吉岡(STA102+95)から千葉県成田市吉岡(STA106+70)まで

平成 26 年 11 月 20 日

稲敷東IC

ハ 茨城県稲敷市清水(A-STA0+85)から茨城県稲敷市清水(E-STA0+55)まで

神崎IC

ニ - 1 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C-STA2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-STA0+50)まで

平成 25 年 1 月 21 日

ニ - 2 千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-STA0+50)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-STA3+25)まで

平成 25 年 10 月 1 日

ニ - 3 千葉県香取郡神崎町大字松崎(B-STA2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(B-STA7+06)まで

平成 26 年 7 月 17 日

ニ - 4 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C1-STA2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(C1-STA4+58)まで

平成 26 年 7 月 17 日

ニ - 5 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C2-STA0+0)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(C2-STA3+20)まで

平成 26 年 7 月 17 日

ニ - 6 千葉県香取郡神崎町大字松崎(D-STA0+0)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(D-STA2+0)まで

平成 26 年 9 月 1 日

別 紙 1

下総IC

- へ - 1 千葉県成田市青山(C1-STA0+50)から千葉県成田市青山(E-STA0+71)まで
平成 26 年 7 月 17 日
- へ - 2 千葉県成田市青山(C1-STA0+50)から千葉県成田市青山(C1-STA1+91)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ - 3 千葉県成田市青山(A-STA0+50)から千葉県成田市名木(A-STA4+25)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ - 4 千葉県成田市青山(B-STA0+50)から千葉県成田市名木(B-STA4+96)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ - 5 千葉県成田市青山(C2-STA1+91)から千葉県成田市名木(C2-STA4+97)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ - 6 千葉県成田市青山(D-STA1+91)から千葉県成田市名木(D-STA5+86)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ - 7 千葉県成田市青山(E-STA0+71)から千葉県成田市名木(E-STA1+91)まで
平成 27 年 1 月 1 日

別 紙 1

大栄JCT

ト - 1 千葉県成田市吉岡(B-STA2+10)から千葉県成田市吉岡(B-STA9+53)まで
平成 26 年 12 月 1 日

ト - 2 千葉県成田市吉岡(H-STA2+10)から千葉県成田市吉岡(H-STA7+48)まで
平成 26 年 12 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 4 月 12 日 (稲敷IC～神崎IC 供用開始)

平成 27 年 6 月 7 日 (神崎IC～大栄JCT 供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

20,496 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20,496 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線

(東京都三鷹市北野から東京都練馬区大泉町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

関越自動車道新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	東京都三鷹市北野	から
	東京都練馬区大泉町	まで

(ロ) 延 長	9.8 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	直轄事業と有料道路事業による事業方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第 2 種 第 1 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都三鷹市北野	から	80	9.8	
東京都練馬区大泉町	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.25 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
東京都三鷹市北野	から	6 車線	6 車線	
東京都練馬区大泉町	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2. 50	0. 75	3. 25	
トンネル部分	—	—	2. 50	0. 75	3. 25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中央自動車道富士吉田線	東京都三鷹市北野	立体接続 平面接続	中央ジャンクション(仮称) 本線
都道新宿国立線	東京都三鷹市牟礼	立体接続	東八道路インターチェンジ(仮称)
都道東京所沢線	東京都練馬区関町南	立体接続	青梅街道インターチェンジ(仮称)
都道練馬所沢線	東京都練馬区東大泉	立体接続	目白通りインターチェンジ(仮称)
東北縦貫自動車道弘前線	東京都練馬区大泉町	平面接続	本線
関越自動車道新潟線	東京都練馬区大泉町	立体接続	大泉ジャンクション

(4) 工事予算

960, 908 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ 東京都三鷹市北野(STA.63+36)から東京都練馬区石神井台(STA.133+16)まで
令和 2 年 4 月 1 日
- ロ 東京都練馬区石神井台(STA.133+16)から東京都練馬区石神井台(STA.137+10)まで
令和 2 年 4 月 1 日
- ハ 東京都練馬区石神井台(STA.137+10)から東京都練馬区石神井町(STA.149+40)まで
令和 元 年 8 月 15 日
- ニ 東京都練馬区石神井町(STA.149+40)から東京都練馬区大泉町(STA.159+15)まで
平成 29 年 6 月 1 日
- ホ 東京都練馬区大泉町(STA.159+15)から東京都練馬区大泉町(STA.160+89)まで
平成 26 年 9 月 11 日

- ・ なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が直轄事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 320, 637 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 272, 079 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

北関東自動車道（太田強戸PA）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

群馬県太田市

(3) 工事予算

5, 964 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 25 年 7 月 1 日

②工事の完成年月日 平成 30 年 7 月 28 日 (供用開始)

令和 2 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6, 435 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 6, 211 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(神奈川県横浜市栄区田谷町から神奈川県藤沢市城南二丁目まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 一般国道468号
(有料道路名：首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県横浜市栄区田谷町 から
神奈川県藤沢市城南二丁目 まで

(ロ) 延 長 7.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町 から 神奈川県藤沢市城南二丁目 まで	80	7.3	

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町 から 神奈川県藤沢市城南二丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 5 × 2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	2. 50	0. 75	3. 25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号(横浜横須賀道路) 及び都市計画道路横浜藤沢線	神奈川県横浜市栄区田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県藤沢市城南二丁目	立体接続	藤沢インターチェンジ
一般国道1号(新湘南バイパス)	神奈川県藤沢市城南二丁目	平面接続	藤沢インターチェンジ

(4) 工事予算

154, 914 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県横浜市栄区田谷町(STA.00+73)から神奈川県藤沢市城南一丁目(STA.74+05)まで
令和 2 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

167, 665 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 159, 360 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(千葉県成田市吉岡から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 一般国道468号
(有料道路名：首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県成田市吉岡 から
千葉県山武市松尾町谷津 まで

(口) 延 長 18.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第 1 種第 2 級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県成田市吉岡 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	100	18.5	

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県成田市吉岡 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	2 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.00×2	2.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東関東自動車道水戸線	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション
県道成田小見川鹿島港線	千葉県成田市 川上	立体接続	(主)成田小見川鹿島港線 インターチェンジ(仮称)
一般国道296号	千葉県香取郡 多古町喜多	立体接続	国道296号インターチェンジ(仮称)
一般国道126号(銚子連絡道路) 及び県道成田松尾線	千葉県山武市 松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
一般国道126号(千葉東金道路)	千葉県山武市 松尾町谷津	平面接続	松尾横芝インターチェンジ

(4) 工事予算

54,560 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 千葉県成田市吉岡(STA.0+00)から千葉県山武市松尾町谷津(STA.184+90)まで
平成 31 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

64, 038 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 61, 381 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

日本海沿岸東北自動車道（酒田みなとIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

山形県酒田市藤塚字ふけ田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道酒田八幡線	山形県酒田市 藤塚字南割	立体接続	酒田みなとインターチェンジ
日本海沿岸東北自動車道	山形県酒田市 藤塚字ふけ田	平面接続	本線 (新直轄)

(4) 工事予算

1, 656 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 995 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 928 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

常磐自動車道（いわき小名浜IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県いわき市山田町長沢

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
小名浜道路 (県道いわき上三坂小野線)	福島県いわき市 山田町長沢	立体接続	いわき小名浜インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 341 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 585 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 516 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道 弘前線（平泉スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

岩手県西磐井郡平泉町字祇園

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道 祇園線	岩手県西磐井郡平泉町字 祇園	立体接続	平泉スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

3, 115 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 12 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 484 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北横断自動車道 釜石秋田線（横手北スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道 釜石秋田線

(2) 工事の箇所

秋田県横手市猪岡字竜ノ末

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 横手北スマートインター線	秋田県横手市猪岡字水越	立体接続	横手北スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

3, 098 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成年月日 令和 元 年 8 月 4 日 (供用開始)
 令和 2 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 396 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円) (消費税込み)

(債務引受額 3, 276 百万円) (消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北横断自動車道 いわき新潟線（田村スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道 いわき新潟線

(2) 工事の箇所

福島県田村市大越町牧野

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 堀之内線	福島県田村市大越町牧野	立体接続	田村スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

2, 660 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成年月日 平成 31 年 3 月 17 日(供用開始)

令和 2 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 226 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 2, 872 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

常磐自動車道（水戸北スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県水戸市飯富町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道飯富286号線及び市道飯富 287号線	茨城県水戸市飯富町	立体接続	水戸北スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1, 329 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 元 年 9 月 7 日 (供用開始)

令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 503 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

常磐自動車道（ならはスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県双葉郡楢葉町大字大谷

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道 ならはスマートインター線	福島県双葉郡楢葉町大字 大谷	立体接続	ならはスマートインターチェンジ

(4) 工事予算

3, 082 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 21 日(供用開始)
令和 3 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 225 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道弘前線（桑折JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

福島県伊達郡桑折町大字松原

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道115号(東北中央自動車道) 相馬福島道路	福島県伊達郡桑折町 大字松原	立体接続	桑折ジャンクション

(4) 工事予算

6, 930 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 2 年 8 月 2 日 (供用開始)
令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7, 540 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7, 327 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

常磐自動車道（大熊IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県双葉郡大熊町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道西20号線	福島県双葉郡大熊町	立体接続	大熊インターチェンジ

(4) 工事予算

2, 544 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	27 年	9 月	1 日
②工事の完成予定年月日	平成	31 年	3 月	31 日(供用開始)
	令和	2 年	3 月	6 日(残事業一部完成)
	令和	3 年	3 月	30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 763 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 763 百万円)(消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力災害により設定された帰還困難区域における施工のため、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

常磐自動車道（常磐双葉IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県双葉郡双葉町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道双葉インター線	福島県双葉郡双葉町	立体接続	常磐双葉インターチェンジ

(4) 工事予算

2, 733 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 2 年 3 月 7 日(供用開始)
 令和 3 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 922 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 922 百万円)(消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力災害により設定された帰還困難区域における施工のため、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道弘前線（大谷スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県宇都宮市宝木町及び駒生町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道大谷スマートインター1号線 及び市道大谷スマートインター2 号線	栃木県宇都宮市宝木町及 び駒生町	立体接続	大谷スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

3, 681 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 4 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 106 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

関越自動車道新潟線（三芳スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の箇所

埼玉県入間郡三芳町上富

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道幹線3号線及び町道上富69 号線	埼玉県入間郡三芳町上富	立体接続	三芳スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

2, 149 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 528 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

一般国道16号（横浜横須賀道路）（横須賀PAスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道16号

(有料道路名:横浜横須賀道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県横須賀市平作

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道7566号坂本芦名線	神奈川県横須賀市平作	立体接続	横須賀PAスマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 103 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 177 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東関東自動車道水戸線(京葉JCT)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県市川市稲荷木

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道14号 (京葉道路)	千葉県市川市 稲荷木	立体接続	京葉ジャンクション

(4) 工事予算

34, 317 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 3 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

39, 846 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 37, 982 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県いわき市好間町から福島県双葉郡広野町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県いわき市好間町 から
 福島県双葉郡広野町 まで

(ロ) 延 長 26. 6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県いわき市好間町	から	100	26. 6	
福島県双葉郡広野町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県いわき市好間町 から 福島県双葉郡広野町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル(土工部)

4. 50 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

91, 497 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

99, 293 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 95, 934 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(宮城県亘理郡山元町大平から宮城県亘理郡亘理町逢隈まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮城県亶理郡山元町大平 から
 宮城県亶理郡亶理町逢隈 まで

(ロ) 延 長 11.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県亶理郡山元町大平 から 宮城県亶理郡亶理町逢隈 まで	100	11.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県亘理郡山元町大平 から 宮城県亘理郡亘理町逢隈 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル(土工部)

4. 50 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

28, 461 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

32, 963 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 31, 995 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道6号(仙台東部道路)

(宮城県亶理郡亶理町逢隈から宮城県岩沼市押分まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道6号

(有料道路名 : 仙台東部道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	宮城県亘理郡亘理町逢隈	から
	宮城県岩沼市押分	まで

(ロ) 延 長	2.2 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	有料道路事業
----------	--------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県亶理郡亶理町逢隈 から 宮城県岩沼市押分 まで	100	2.2	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県亶理郡亶理町逢隈 から 宮城県岩沼市押分 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル(土工部)

4. 50 メートル(橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

12, 202 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14, 050 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 13, 633 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

北海道縦貫自動車道函館名寄線（苫小牧中央IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道苫小牧市字高丘

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道 苫小牧中央インター線	北海道苫小牧市 字高丘	立体接続	苫小牧中央インターチェンジ

(4) 工事予算

2, 403 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 637 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 564 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道 弘前線（都賀西方スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県栃木市都賀町及び西方町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道都賀西方スマートインター1 号線及び市道都賀西方スマートイ ンター2号線	栃木県栃木市都賀町及び 西方町	立体接続	都賀西方スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 256 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 505 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道 弘前線（矢板北スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県矢板市下太田地内及び長井地内

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道矢板北スマートインター1号 線及び市道矢板北スマートイン ター2号線	栃木県矢板市下太田地内 及び長井地内	立体接続	矢板北スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 103 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 243 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(茨城県潮来市延方から茨城県鉾田市秋山まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	茨城県潮来市延方	から
	茨城県銚田市秋山	まで

(ロ) 延	長	30.9 キロメートル
-------	---	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	直轄事業と有料道路事業による事業方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県潮来市延方	から	80	30.9	
茨城県鉾田市秋山	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県潮来市延方	から	2 車線	4 車線	
茨城県鉾田市秋山	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.0	—	—	—	
トンネル部分	0.75×2	1.5	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.0	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.5	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道水戸神栖線及び 市道(潮)1級13号線	茨城県潮来市 延方	立体接続	潮来インターチェンジ
市道麻生1-17号	茨城県行方市 石神	立体接続	麻生インターチェンジ(仮称)
一般国道354号	茨城県行方市 両宿	立体接続	北浦インターチェンジ(仮称)
県道鉾田茨城線	茨城県鉾田市 飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ

(4) 工事予算

17, 041 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 29 年 7 月 1 日

- ・ なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、
会社が直轄事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいい、茨城県潮来市延方(STA-1-8.1
茨城県銚田市塔ヶ崎(STA286+4.0)は、令和5年 4月 1日までに着手するものとす

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

20, 353 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 19, 472 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道 弘前線(菅生スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県柴田郡村田町菅生

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道 仙台村田線	宮城県柴田郡村田町菅生	立体接続	菅生スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 134 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 685 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

関越自動車道上越線（甘楽PAスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 上越線

(2) 工事の箇所

群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉及び天引

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道 甘楽PAスマートIC線	群馬県甘楽郡甘楽町大字 白倉及び天引	立体接続	甘楽PAスマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

989 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 247 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

北関東自動車道（出流原PAスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

栃木県佐野市出流原町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道出流原PAスマートインター 線(西行き)及び市道出流原PAス martインター線(東行き)	栃木県佐野市出流原町	立体接続	出流原PAスマートインターチェン ジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 356 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 4 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 664 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（つくばスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

茨城県つくば市島名

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道つくばスマートICアクセス1号 線及び市道つくばスマートICアク セス2号線	茨城県つくば市島名	立体接続	つくばスマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 938 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 4 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 401 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県久喜市大字下早見から千葉県成田市吉岡まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	埼玉県久喜市大字下早見	から
	千葉県成田市吉岡	まで

(ロ) 延 長	92.2 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般道路事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級(道路構造令)
-----------	--------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見 から 千葉県成田市吉岡 まで	100	92. 2	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見 から 千葉県成田市吉岡 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設 計 区 間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
埼玉県久喜市 大字下早見 から 千葉県 成田市吉岡 まで	土工(掘割)部分	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間		幅 員	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見	から	3. 00メートル(土工部)	
千葉県成田市吉岡	まで	3. 50メートル(橋梁部)	

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

388, 606 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 令和 元 年 5 月 1 日
②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

439, 580 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 419, 055 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

日本海沿岸東北自動車道（胎内スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

新潟県胎内市鴻ノ巣 及び 宮瀬

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
(仮称)市道胎内スマートインター 1号線 及び (仮称)市道胎内ス martインター2号線	新潟県胎内市 鴻ノ巣及び宮瀬	立体接続	胎内スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

926 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 9 月 10 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 202 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

北関東自動車道（下野スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

栃木県下野市下古山及び上古山

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道下野スマートインター線(西行き)及び市道下野スマートインター線(東行き)	栃木県下野市下古山及び上古山	立体接続	下野スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

2, 203 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 9 月 10 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 760 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

中央自動車道長野線（筑北スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道長野線

(2) 工事の箇所

長野県東筑摩郡筑北村西条小仁熊

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
村道滝上北線	長野県 東筑摩郡 筑北村 西条小仁熊	立体接続	筑北スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 863 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 9 月 10 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 360 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道 弘前線（蓮田スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

埼玉県蓮田市大字川島及び黒浜

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道蓮田白岡久喜線 及び 市道 57号線	埼玉県蓮田市大字川島 及 び 黒浜	立体接続	蓮田スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1, 390 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 798 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道弘前線（花巻PAスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

岩手県花巻市諏訪 及び 大谷地

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道山の神諏訪線 及び 県道花巻和賀線	岩手県花巻市諏訪 及び 大谷地	立体接続	花巻PAスマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 309 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元 年 12 月 24 日

②工事の完成予定年月日 令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 725 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北中央自動車道相馬尾花沢線（山形PAスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の箇所

山形県山形市大道端

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道西部工業団地村木沢線	山形県山形市大道端	立体接続	山形PAスマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 433 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元 年 12 月 24 日

②工事の完成予定年月日 令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 853 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

常磐自動車道（つくばみらいスマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県つくばみらい市古川

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
(仮称)つくばみらいスマートIC1 号線 及び (仮称)つくばみらいス martIC2号線	茨城県つくばみらい市古川	立体接続	つくばみらいスマートインターチェ ンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 322 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 926 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

常磐自動車道（小高スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県南相馬市小高区大田和

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道大田和インター線 及び 市道川房インター線	福島県南相馬市小高区大 田和	立体接続	小高スマートインターチェンジ(仮 称)

(4) 工事予算

2, 613 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元 年 12 月 24 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 355 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(北海道勇払郡占冠村字中央から北海道勇払郡占冠村字上トマムまで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道勇払郡占冠村字中央 から
 北海道勇払郡占冠村字上トマム まで

(ロ) 延 長 26. 2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道勇払郡占冠村字中央 から 北海道勇払郡占冠村字上トマム まで	100	26. 2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道勇払郡占冠村字中央 から 北海道勇払郡占冠村字上トマム まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分			1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

97, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	令和	2 年	5 月	1 日
②工事の完成年月日	令和	12 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

119, 497 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 113, 795 百万円）（消費税込み）

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市原町区大字信田沢まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県双葉郡浪江町大字室原 から
福島県南相馬市原町区大字信田沢 まで
(なお、事業着手する区間については福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までとする。)

(ロ) 延長 18.4 キロメートル (1.9キロメートル)
※()内は福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までを表す。

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種第 2 級(道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県双葉郡浪江町大字室原 から 福島県南相馬市原町区大字信田 沢 まで	100	18.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県双葉郡浪江町大字室原 から 福島県南相馬市原町区大字信田 沢 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル(土工部)

4. 50 メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

45, 000 百万円(消費税込み)

(うち、福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までの工事予算 7, 000百万円(消費税込み))

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 12 年 3 月 31 日

(なお、上記については福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 797 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9, 345 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

別紙 1－203 の次に次の別紙を加える。

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

北海道横断自動車道黒松内釧路線（長流枝スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道河東郡音更町字長流枝

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道長流枝スマートインター線	北海道河東郡音更町字長流枝	立体接続	長流枝スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

3, 004 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 957 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道弘前線（白石中央スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県白石市大平中目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道白石中央スマートインター1号線 市道白石中央スマートインター2号線	宮城県白石市大平中目	立体接続	白石中央スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

2, 421 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 131 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北中央自動車道相馬尾花沢線（天童南スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の箇所

山形県天童市大字高嶺

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道スマートインター2号線	山形県天童市大字高嶺	立体接続	天童南スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

2, 284 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 222 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

関越自動車道上越線（若穂スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の箇所

長野県長野市若穂川田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道若穂西298号線	長野県長野市若穂川田	立体接続	若穂スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

2, 745 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 642 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

常磐自動車道（三郷料金所スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市小谷堀

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道1313号線、市道1704号 線、市道1705号線 及び 市道 1706号線	埼玉県三郷市小谷堀	立体接続	三郷料金所スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

921 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 300 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

北陸自動車道（大積スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

新潟県長岡市

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道二和143号線 及び 市道二和55号線	新潟県長岡市	平面接続	大積スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 347 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 943 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道13号（米沢南陽道路）（高畠スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道13号

(有料道路名 : 米沢南陽道路)

(2) 工事の箇所

山形県東置賜郡高畠町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道高畠インター1号線 町道高畠インター2号線	山形県東置賜郡高畠町	立体接続	高畠スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 810 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 606 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	24,213百万円
H 1 9	25,071百万円
H 2 0	24,580百万円
H 2 1	37,064百万円
H 2 2	50,385百万円
H 2 3	34,989百万円
H 2 4	33,071百万円
H 2 5	41,256百万円
H 2 6	68,784百万円
H 2 7	95,856百万円
H 2 8	88,927百万円
H 2 9	99,841百万円
H 3 0	103,997百万円
R 1	133,660百万円
R 2	259,529百万円
R 3	144,898百万円
R 4	70,679百万円
R 5	157,066百万円
R 6	137,443百万円
R 7	81,807百万円
R 8	168,297百万円
R 9	51,872百万円
R 1 0	51,991百万円
R 1 1	52,300百万円
R 1 2	192,974百万円
R 1 3	54,417百万円
R 1 4	54,897百万円
R 1 5	53,891百万円
R 1 6	54,877百万円
R 1 7	54,378百万円
R 1 8	55,027百万円
R 1 9	55,333百万円
R 2 0	54,448百万円
R 2 1	54,293百万円
R 2 2	54,299百万円
R 2 3	54,281百万円
R 2 4	54,691百万円
R 2 5	54,625百万円
R 2 6	53,773百万円
R 2 7	53,065百万円
R 2 8	53,043百万円
R 2 9	52,979百万円
R 3 0	53,910百万円
R 3 1	52,629百万円
R 3 2	53,064百万円
R 3 3	53,699百万円
R 3 4	53,699百万円
R 3 5	53,699百万円
R 3 6	53,699百万円
R 3 7	53,699百万円
R 3 8	53,179百万円
R 3 9	53,179百万円
R 4 0	53,179百万円
R 4 1	53,179百万円
R 4 2	53,179百万円
R 4 3	53,871百万円
R 4 4	53,871百万円
R 4 5	27,783百万円

(注1) 平成18年度から令和元年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)	
債務引受限度額	91,704百万円

別紙 5 を次のとおり改める。

別紙 5

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

東日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H26	9百万円
H27	214百万円
H28	671百万円
H29	1,492百万円
H30	2,590百万円
R1	903百万円
R2	1,435百万円
R3	1,868百万円
R4	6,390百万円
R5	3,247百万円
R6	1,864百万円
R7	1,677百万円
R8	3,638百万円
R9	0百万円
R10	0百万円
R11	0百万円
R12	0百万円
R13	0百万円
R14	0百万円
R15	0百万円
R16	0百万円
R17	0百万円
R18	0百万円
R19	0百万円
R20	0百万円
R21	0百万円
R22	0百万円
R23	0百万円
R24	0百万円
R25	0百万円
R26	0百万円
R27	0百万円
R28	0百万円
R29	0百万円
R30	0百万円
R31	0百万円
R32	0百万円
R33	0百万円
R34	0百万円
R35	0百万円
R36	0百万円
R37	0百万円
R38	0百万円
R39	0百万円
R40	0百万円
R41	0百万円
R42	0百万円
R43	0百万円
R44	0百万円
R45	0百万円

(注1) 平成26年度から令和元年度までは実績値を記載している。

別紙 6 を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

東日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構造物等分		
			うち盛土・切土・のり面構造物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	(551, 875百万円) 551, 875百万円	(63, 667百万円) 47, 550百万円	(379, 925百万円) 391, 645百万円	(127, 702百万円) 111, 107百万円	(252, 223百万円) 280, 538百万円
H 1 9	(559, 192百万円) 558, 180百万円	(67, 965百万円) 51, 619百万円	(405, 577百万円) 425, 162百万円	(136, 324百万円) 120, 616百万円	(269, 253百万円) 304, 546百万円
H 2 0	(555, 373百万円) 522, 469百万円	(68, 941百万円) 49, 115百万円	(411, 402百万円) 404, 532百万円	(138, 282百万円) 114, 763百万円	(273, 120百万円) 289, 769百万円
H 2 1	(449, 377百万円) 420, 422百万円	(55, 670百万円) 39, 424百万円	(332, 204百万円) 324, 717百万円	(111, 662百万円) 92, 120百万円	(220, 542百万円) 232, 597百万円
H 2 2	(447, 103百万円) 414, 736百万円	(54, 937百万円) 34, 125百万円	(327, 833百万円) 281, 068百万円	(110, 193百万円) 79, 737百万円	(217, 640百万円) 201, 331百万円
H 2 3	(436, 821百万円) 400, 681百万円	(39, 902百万円) 36, 286百万円	(328, 653百万円) 298, 870百万円	(93, 237百万円) 84, 788百万円	(235, 416百万円) 214, 082百万円
H 2 4	(429, 007百万円) 471, 361百万円	(38, 674百万円) 42, 912百万円	(318, 541百万円) 353, 445百万円	(90, 368百万円) 100, 270百万円	(228, 173百万円) 253, 175百万円
H 2 5	(430, 686百万円) 484, 935百万円	(32, 447百万円) 41, 206百万円	(267, 253百万円) 339, 394百万円	(75, 818百万円) 96, 284百万円	(191, 435百万円) 243, 110百万円
H 2 6	(516, 202百万円) 605, 006百万円	(38, 687百万円) 50, 781百万円	(318, 649百万円) 418, 260百万円	(90, 399百万円) 118, 658百万円	(228, 250百万円) 299, 602百万円
H 2 7	(518, 644百万円) 628, 371百万円	(39, 437百万円) 53, 140百万円	(324, 824百万円) 437, 691百万円	(92, 151百万円) 124, 170百万円	(232, 673百万円) 313, 521百万円
H 2 8	(566, 074百万円) 626, 183百万円	(40, 169百万円) 53, 492百万円	(330, 850百万円) 440, 591百万円	(93, 860百万円) 124, 993百万円	(236, 990百万円) 315, 598百万円
H 2 9	(596, 278百万円) 649, 995百万円	(35, 238百万円) 54, 109百万円	(290, 238百万円) 445, 668百万円	(82, 339百万円) 126, 433百万円	(207, 899百万円) 319, 235百万円
H 3 0	(604, 439百万円) 670, 878百万円	(29, 639百万円) 54, 693百万円	(244, 123百万円) 450, 479百万円	(69, 256百万円) 127, 798百万円	(174, 867百万円) 322, 681百万円
R 1	(605, 167百万円) 667, 503百万円	(22, 480百万円) 50, 960百万円	(185, 160百万円) 419, 734百万円	(52, 529百万円) 119, 076百万円	(132, 631百万円) 300, 658百万円
R 2	609, 574百万円	33, 462百万円	275, 613百万円	78, 190百万円	197, 423百万円
R 3	575, 554百万円	39, 177百万円	322, 678百万円	91, 542百万円	231, 136百万円
R 4	569, 005百万円	42, 681百万円	351, 538百万円	99, 729百万円	251, 809百万円
R 5	569, 444百万円	36, 254百万円	298, 606百万円	84, 713百万円	213, 893百万円
R 6	580, 372百万円	33, 551百万円	276, 343百万円	78, 397百万円	197, 946百万円
R 7	583, 961百万円	37, 017百万円	304, 893百万円	86, 496百万円	218, 397百万円
R 8	594, 080百万円	23, 607百万円	194, 435百万円	55, 160百万円	139, 275百万円
R 9	600, 141百万円	43, 156百万円	355, 456百万円	100, 841百万円	254, 615百万円
R 1 0	600, 040百万円	40, 284百万円	331, 801百万円	94, 130百万円	237, 671百万円
R 1 1	602, 001百万円	13, 967百万円	115, 040百万円	32, 636百万円	82, 404百万円
R 1 2	601, 816百万円	40, 828百万円	336, 278百万円	95, 400百万円	240, 878百万円
R 1 3	600, 997百万円	54, 609百万円	449, 786百万円	127, 602百万円	322, 184百万円
R 1 4	596, 263百万円	54, 087百万円	445, 489百万円	126, 383百万円	319, 106百万円
R 1 5	590, 072百万円	53, 568百万円	441, 216百万円	125, 170百万円	316, 046百万円
R 1 6	581, 586百万円	52, 620百万円	433, 409百万円	122, 956百万円	310, 453百万円
R 1 7	574, 316百万円	51, 943百万円	427, 830百万円	121, 373百万円	306, 457百万円
R 1 8	564, 785百万円	50, 925百万円	419, 441百万円	118, 993百万円	300, 448百万円
R 1 9	556, 460百万円	50, 061百万円	412, 328百万円	116, 975百万円	295, 353百万円
R 2 0	548, 187百万円	49, 322百万円	406, 240百万円	115, 248百万円	290, 992百万円
R 2 1	541, 793百万円	48, 697百万円	401, 097百万円	113, 789百万円	287, 308百万円
R 2 2	530, 569百万円	47, 574百万円	391, 844百万円	111, 164百万円	280, 680百万円
R 2 3	523, 271百万円	46, 846百万円	385, 844百万円	109, 462百万円	276, 382百万円
R 2 4	515, 023百万円	45, 979百万円	378, 708百万円	107, 437百万円	271, 271百万円
R 2 5	508, 559百万円	45, 339百万円	373, 437百万円	105, 942百万円	267, 495百万円
R 2 6	498, 437百万円	44, 412百万円	365, 796百万円	103, 774百万円	262, 022百万円
R 2 7	489, 119百万円	43, 550百万円	358, 701百万円	101, 761百万円	256, 940百万円
R 2 8	481, 786百万円	42, 819百万円	352, 677百万円	100, 052百万円	252, 625百万円
R 2 9	475, 262百万円	42, 172百万円	347, 353百万円	98, 542百万円	248, 811百万円
R 3 0	465, 216百万円	41, 074百万円	338, 307百万円	95, 976百万円	242, 331百万円
R 3 1	456, 950百万円	40, 375百万円	332, 549百万円	94, 342百万円	238, 207百万円
R 3 2	447, 614百万円	39, 398百万円	324, 498百万円	92, 058百万円	232, 440百万円
R 3 3	442, 486百万円	38, 821百万円	319, 749百万円	90, 711百万円	229, 038百万円
R 3 4	432, 541百万円	37, 826百万円	311, 554百万円	88, 386百万円	223, 168百万円
R 3 5	424, 168百万円	36, 988百万円	304, 653百万円	86, 428百万円	218, 225百万円
R 3 6	416, 244百万円	36, 195百万円	298, 123百万円	84, 576百万円	213, 547百万円
R 3 7	408, 611百万円	35, 432百万円	291, 833百万円	82, 791百万円	209, 042百万円
R 3 8	400, 037百万円	34, 626百万円	285, 196百万円	80, 908百万円	204, 288百万円
R 3 9	391, 866百万円	33, 808百万円	278, 462百万円	78, 998百万円	199, 464百万円
R 4 0	383, 500百万円	32, 971百万円	271, 568百万円	77, 042百万円	194, 526百万円
R 4 1	377, 246百万円	32, 345百万円	266, 414百万円	75, 580百万円	190, 834百万円
R 4 2	366, 438百万円	31, 264百万円	257, 507百万円	73, 053百万円	184, 454百万円
R 4 3	358, 996百万円	30, 450百万円	250, 805百万円	71, 152百万円	179, 653百万円
R 4 4	350, 755百万円	29, 626百万円	244, 013百万円	69, 225百万円	174, 788百万円
R 4 5	128, 173百万円	10, 004百万円	82, 398百万円	23, 376百万円	59, 022百万円

(注1) 平成18年度から令和元年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

東日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(709,612百万円) 711,810百万円
H 1 9	(722,190百万円) 713,956百万円
H 2 0	(719,683百万円) 679,582百万円
H 2 1	(613,220百万円) 578,132百万円
H 2 2	(621,266百万円) 582,686百万円
H 2 3	(607,061百万円) 564,850百万円
H 2 4	(604,468百万円) 652,866百万円
H 2 5	(607,533百万円) 667,857百万円
H 2 6	(700,369百万円) 796,177百万円
H 2 7	(710,760百万円) 827,595百万円
H 2 8	(778,089百万円) 845,979百万円
H 2 9	(800,738百万円) 862,463百万円
H 3 0	(811,935百万円) 886,493百万円
R 1	(822,438百万円) 892,998百万円
R 2	839,113百万円
R 3	789,255百万円
R 4	786,670百万円
R 5	787,586百万円
R 6	795,975百万円
R 7	802,166百万円
R 8	811,967百万円
R 9	817,581百万円
R 1 0	816,630百万円
R 1 1	817,820百万円
R 1 2	820,138百万円
R 1 3	820,638百万円
R 1 4	815,217百万円
R 1 5	808,195百万円
R 1 6	799,543百万円
R 1 7	793,043百万円
R 1 8	782,237百万円
R 1 9	773,583百万円
R 2 0	764,926百万円
R 2 1	758,331百万円
R 2 2	747,619百万円
R 2 3	738,966百万円
R 2 4	730,313百万円
R 2 5	723,622百万円
R 2 6	713,007百万円
R 2 7	704,352百万円
R 2 8	695,697百万円
R 2 9	688,914百万円
R 3 0	678,390百万円
R 3 1	669,736百万円
R 3 2	661,084百万円
R 3 3	654,618百万円
R 3 4	644,602百万円
R 3 5	636,361百万円
R 3 6	628,122百万円
R 3 7	621,565百万円
R 3 8	611,641百万円
R 3 9	603,400百万円
R 4 0	595,160百万円
R 4 1	588,513百万円
R 4 2	578,679百万円
R 4 3	570,439百万円
R 4 4	562,198百万円
R 4 5	286,641百万円

(注1) 平成18年度から令和元年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

別紙 8 中、1. (1) ①イ (ハ) ホ) B を次のとおり改める。

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
十勝清水インターチェンジから 芽室インターチェンジまで	476.191	571.429	619.048	761.905	1,285.715
十勝清水インターチェンジから 帯広ジャンクションまで	476.191	571.429	619.048	761.905	1,285.715
十勝清水インターチェンジから 音更帯広インターチェンジまで	476.191	571.429	619.048	761.905	1,285.715
十勝清水インターチェンジから 長流枝スマートインターチェンジまで	660.715	776.456	865.080	1,089.947	1,818.784
十勝清水インターチェンジから 池田インターチェンジまで	904.762	1,047.620	1,190.477	1,523.810	2,523.810
十勝清水インターチェンジから 本別インターチェンジまで	1,333.334	1,619.048	1,952.381	2,619.048	4,238.096
十勝清水インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	1,333.334	1,619.048	1,952.381	2,619.048	4,238.096
芽室インターチェンジから 帯広ジャンクションまで	238.096	238.096	238.096	285.715	380.953
芽室インターチェンジから 音更帯広インターチェンジまで	380.953	428.572	428.572	571.429	904.762
芽室インターチェンジから 長流枝スマートインターチェンジまで	565.477	633.599	674.604	899.471	1,437.831
芽室インターチェンジから 池田インターチェンジまで	809.524	904.762	1,000.000	1,333.334	2,142.858
芽室インターチェンジから 本別インターチェンジまで	1,238.096	1,476.191	1,761.905	2,428.572	3,857.143
芽室インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	1,238.096	1,476.191	1,761.905	2,428.572	3,857.143
帯広ジャンクションから 音更帯広インターチェンジまで	238.096	238.096	238.096	285.715	380.953
帯広ジャンクションから 長流枝スマートインターチェンジまで	422.620	443.123	484.128	613.757	914.022
帯広ジャンクションから 池田インターチェンジまで	666.667	714.286	809.524	1,047.620	1,619.048
帯広ジャンクションから 本別インターチェンジまで	1,095.239	1,285.715	1,571.429	2,142.858	3,333.334
帯広ジャンクションから 足寄インターチェンジまで	1,095.239	1,285.715	1,571.429	2,142.858	3,333.334
音更帯広インターチェンジから 長流枝スマートインターチェンジまで	184.524	205.027	246.032	328.042	533.069
音更帯広インターチェンジから 池田インターチェンジまで	428.572	476.191	571.429	761.905	1,238.096
音更帯広インターチェンジから 本別インターチェンジまで	857.143	1,047.620	1,333.334	1,857.143	2,952.381
音更帯広インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	857.143	1,047.620	1,333.334	1,857.143	2,952.381
長流枝スマートインターチェンジから 池田インターチェンジまで	244.048	271.164	325.397	433.863	705.027
長流枝スマートインターチェンジから 本別インターチェンジまで	672.620	842.593	1,087.302	1,529.102	2,419.313
長流枝スマートインターチェンジから 足寄インターチェンジまで	672.620	842.593	1,087.302	1,529.102	2,419.313

池田インターチェンジから 本別インターチェンジまで	428. 572	571. 429	761. 905	1, 095. 239	1, 714. 286
池田インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	428. 572	571. 429	761. 905	1, 095. 239	1, 714. 286
本別インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	380. 953	428. 572	476. 191	619. 048	952. 381

別紙８中、１．（１）②チを次のとおり改める。

軽自動車等

		南陽高畠
	高畠スマート	—
米沢北	171. 132	238. 096

普通車

		南陽高畠
	高畠スマート	—
米沢北	205. 358	285. 715

中型車

		南陽高畠
	高畠スマート	—
米沢北	239. 584	333. 334

大型車

		南陽高畠
	高畠スマート	—
米沢北	342. 262	476. 191

特大車

		南陽高畠
	高畠スマート	—
米沢北	581. 845	809. 524

別紙８中、２．のうち、「令和４２年１月２４日まで」を「令和４５年１０月６日まで」に改める。

別紙 8 中、別添 3 のうち、

「

音更 帯広	池田	足寄	本別
			14.8
			30.4
	21.6		40.6

」を

「

音更 帯広	長流枝 スマート	池田	足寄	本別
			14.8	14.8
			30.4	19.0
		12.3		31.3
	9.3	21.6		40.6

」に、

「

国見	白石
	23.5

ただし、東北縦貫自動車道弘前線（川口ジャンクション・青森間）のインターチェンジ相互区間のキロ程については、東日本高速道路株式会社が別に定める日から次のとおりとする。

国見	白石
	23.5

」を

「

国見	白石中央 スマート	白石
		7.7
	15.8	23.5

ただし、東北縦貫自動車道弘前線（川口ジャンクション・青森間）のインターチェンジ相互区間のキロ程については、東日本高速道路株式会社が別に定める日から次のとおりとする。

国見	白石中央 スマート	白石
		7.7
	15.8	23.5

」に、

「

山形 中央	山形北	寒河江	天童	東根
			13.1	5.0
			11.2	
	9.7	11.6	11.7	16.7

」を

「

山形 中央	山形北	寒河江	天童南	天童	東根
			スマート	3.5	5.0
			9.6		8.5
	9.7	11.6	7.7		
			8.2	11.7	16.7

」に、

「

長野	須坂
	長野東
	9.9

」を

長野	若穂	須坂
	スマート	長野東
	5.1	4.8
		9.9

」に、

「

三郷	三郷料金所
	スマート
	—

」を

「

三郷	三郷料金所
	スマート
	4.2

」に、

「

長岡	西山
	15.2

」を

「

長岡	大積	西山
	スマート	7.1
	8.1	15.2

」に改める。

別紙8中、別添5のうち、

「

米沢北	南陽高島
	9.6

」を

「

米沢北	高島	南陽高島
	スマート	—
	6.9	9.6

」に改める。

別紙特2を次のとおり改める。

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	496百万円
H 2 8	1,450百万円
H 2 9	8,416百万円
H 3 0	18,217百万円
R 1	19,205百万円
R 2	13,833百万円
R 3	38,315百万円
R 4	70,966百万円
R 5	49,249百万円
R 6	106,814百万円
R 7	131,394百万円
R 8	189,059百万円
R 9	116,155百万円
R 1 0	144,638百万円
R 1 1	409,320百万円

(注1) 平成27年度から令和元年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和2年10月19日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 渡 邊 大 樹

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長 小 畠 徹